

明治前期の災害対策法令（その2）

The disaster response laws and regulations in the early Meiji (2)

井 上 洋

Hiroshi INOUE

凡例

- 1 法令一覧表の各法令には番号をつけ、題目のあとに括弧でくくって発布年月日の西暦表示を入れた。
- 2 法令の題目にはゴシック体を用いた。ポイントも大きくしてある。題目のあとに附された頁数は『法令全書』の所載箇所を示す。
- 3 法令の題目あとの日付はアラビア数字で表記した。ただし法令の本文を始め、題目あとの日付以外のものについては漢数字のままとした。註の引用文中の漢数字については、文脈によりアラビア数字に直したところがある。
- 4 法令の収録に際しては、横書きにしたことを除いて、できるかぎり原本の形式を残すように努めた。しかし、若干の加工を加えたところもある。たとえば、見やすくするために、表題のポイントを上げたり、ゴシック体を用いたりした。
- 5 法令の原文で割註など小さい活字が用いてあるものについては、原則として、ポイントを落とした。また、原文において小さい活字の並列表記になっているところは、それを表わすために / を用いた。
- 6 註における諸資料からの引用文中 [] 内は井上（本資料作成者）による補記である。
- 7 註の中でまとまった分量の文章を引用する際、その部分を括弧に入れた場合もあるが、一般には引用箇所を一マス落としにすることでこれを示した。
- 8 註記文献の書誌については、初出箇所に完全なものを載せ、以後は適宜略記した。
- 9 漢字の字体表記は新字体を基本とした。欠画は通常表記に、俗字は正字に直してある。仮名についても、変体仮名は平仮名に、合字は通常表記に直した。
- 10 下線および傍点は、とくに注意書きがない限り、井上（本資料作成者）による。
- 11 凡例に書き切れない指示・説明は当該箇所に注記した。
- 12 註に記した文献のほかに、以下のものを適宜参照した。日本史籍協会（編）『百官履歴 一』（東京大学出版会、1973年7月、覆刻版、原本の刊行は1927年10月）、日本史籍協会（編）『百官履歴 二』（東京大学出版会、1973年7月、復刻版、原本の刊行は1928年2月）、内閣記録局（編）『明治職官沿革表 職官部』（国書刊行会、1974年5月、複製版、原版の刊行は1886年）、内閣記録局（編）『明治職官沿革表 官廨部』（国書刊行会、1974年6月、複製版、原版の刊行は1886年）、国史大辞典編集委員会（編）『国史大辞典』（全15巻）（吉川弘文館、1979年3月-1997年4月）、大久保利謙（監修）『明治大正日本国勢沿革資料総覧』（全4巻）（柏書房、1983年10月）、岩波書店編集部（編）『近代日本総合年表』（第二版）（岩波書店、1984年5月）、木村礎・藤野保・村上直（編）『藩史大事典』（全8巻）（雄山閣出版、1988年7月-1990年6月）、『日本史大事典』（全7巻）（平凡社、1992年11月-1994年5月）。

災害対策関係法令一覧表（発布順）

※本資料は、1868年から1885年までの期間について、『法令全書』から災害対策に関する法令（以下、災害対策法令）をすべて抜き出し、法令の発布順に配列して註を付したものである。本資料を編むことを通じて資料作成者は、明治前期における災害対策法令の網羅的な把握をなすことを意図している。本資料の体裁ほか詳しくは、連載第1回目たる「明治前期の災害対策法令」（南山大学『アカデミア（人文・自然科学編）』、第10号、2015年6月）の「まえがき」を参照のこと。

※配列は基本的に発布年月日順である。発布日の記載がなく、月にとどまるものは、その月の晦日の位置に配列した（ただし番号がふられている場合には番号のならびによる）。

※『法令全書』においては独立した別々の法令として掲載されているものでも、一連の関連した法令として表示した方が便宜な場合は、1つの番号の下にまとめ、a, b, cとアルファベットを振った。

※以下の一覧表は今回掲載分のものである。

【1868年】（慶応3年12月7日から明治元年11月18日）

23. 「兵燹水災ニ罹リ難洪ノ者ヲ査点録上区々ナカラシム」（明治元戊辰年10月、第923）（11月14日から12月13日）【罹災者救援】
24. 「治河使被設ニ付府藩県ヲシテ水利ノ道ヲ起サシム」（明治元戊辰年11月6日、第939）（12月19日）【災害予防】【災害復旧】
25. 「関東諸県ヲシテ取箇目録ヲ進致セシム」（明治元戊辰年11月9日、第944）（12月22日）【罹災者救援】【災害復旧】
26. 「治河使ヲ置カレ府藩県水利興起ノ布告ヲ改ム」（明治元戊辰年11月15日、第960）（12月28日）【災害復旧】
- 補遺 1. 「徳川氏ノ采地及賊徒ノ所領ヲ検覈シ窮民撫育ノ朝旨ヲ告諭セシム」（明治元戊辰年2月、第125）（2月23日から3月23日）【罹災者救援】
- 補遺 2. 「諸国私領寺社領ノ村高帳ヲ進致セシメ諸藩預所并代官支配所等ヨリ村高帳其他帳簿ヲ進致セシム」（明治元戊辰年4月7日、第220）（4月29日）【災害予防】
- 補遺 3. 「土砂留役人廻村廃止」（明治元戊辰年4月27日、第268）（5月19日）【災害予防】
- 補遺 4. 「米価騰貴ニ付本年醸酒高三分ノ一ニ減セシム」（明治元戊辰年8月13日、第623）（9月28日）【その他②】
- 補遺 5. 「東京 行幸ニ付沿道府藩県心得方ヲ定ム」（明治元戊辰年8月28日、第685）（10月13日）【罹災者救援】
- 補遺 6. 「蕙山県及関東諸県ヲシテ旧旗下上知村々本年貢租ヲ徴収セシム」（明治元戊辰年9月29日、第798）（11月13日）【罹災者救援】

【1869年】(明治元年11月19日から明治2年11月29日)

1. 「褒賞賑恤ノ典御挙行ノ趣旨ヲ体シ府藩県ヲシテ窮民ヲ撫育セシム」(明治元戊辰年11月25日, 第989)(1月7日)【罹災者救援】
2. 「治河使旗章ヲ定ム」(明治元戊辰年12月2日, 第1021)(1月14日)【災害予防】【組織職掌】
3. 「諸国川々国役金上納ヲ須ヒス既納ノ者ハ之ヲ還付ス」(明治元戊辰年12月9日, 第1061)(1月21日)【経費事務】
4. 「取箇帳并村方渡米金取調帳様式ヲ定ム」(明治元戊辰年12月18日, 第1100)(1月30日)【災害予防】【罹災者救援】【災害復旧】
5. 「諸藩取締奥羽各県当分規則」(明治元戊辰年12月23日, 第1125)(2月4日)【罹災者救援】

【注解】

【1868年】

23. 「兵燹水災ニ罹リ難渋ノ者ヲ査点録上区々ナカラシム」(明治元戊辰年10月, 第923)(345頁。)

第九百二十三 十月(会計官)

諸 県

当春以来兵火水災ヲ請候村々難渋ノ者共名前持高家人別等マテ巨細取調支配所ハ勿論社寺領並旧旗下上知ノ分共取調方相達置候処調方区々相成殊ニ追々及延引以ノ外ノ事ニ候間一同篤ト打合不都合無之様早々取調可差出事

【註】これは、この春以来兵火や水災^{*1}を受けた村々で窮迫している人民について、その名前、持ち高、家族の構成まで詳しく調査する件について、会計官から諸県に宛てて発せられた達である。本達は、本件調査の仕方が県によってまちまちであること、また調査報告を次々に追加したり、報告が延び遅れたりしていることを挙げ、もってのほかと諸県に対して苦言を呈したうえで、調査に当たる一同でよく打ち合わせて、調査と報告に不都合が無いようにし、速やかに調査報告を提出すべしと、諸県を督励している。

2. この達から、当時政府は兵火や水災に遭って難渋している人民(窮民)についての詳細な調査を諸県に対して命じていたことがわかる(調査範囲は諸県の管轄地・諸県管轄の社寺領と旧旗本還納地である)。これは一種の被害状況調査と見られ、『法令全書』で確認できるかぎりでの、新政権による(報告を中央で集約するかたちでの)災害調査の嚆矢である^{*2}。

※ 1 明治元年の水害の状況については、星為蔵「明治気象災害年表」(『測候時報』, 第42巻, 第11号, 1975年11月), 373頁を見よ。

※ 2 報告を集約しない、現地での施策の実施に供する目的での災害調査/被害状況調査の規定は、本件よりも先、「天災兵害ノ余ニ付府藩県ヲシテ便宜賑恤ヲ施行セシム」(明治元戊辰年6月22日, 第502)において、見られる。

24. 「治河使被設ニ付府藩県ヲシテ水利ノ道ヲ起サシム」(明治元戊辰年 11 月 6 日, 第 939) (350 頁。)
第九百六十ヲ以テ更正

第九百三十九 十一月六日 (布) (行政官)

府藩県へ

天下一新ノ御政体被為立第一民庶ヲ綏シ各其所ヲ得テ倦サラシムル御趣意ノ処倉卒兵馬ノ事起リ不被為得已次第モ候ヘトモ今日ニ至候上ハ弥国本ヲ強クシ 皇基ヲ培植被為在候ニ付今般新ニ治河使被設天下ノ水利大ニ御処置可有之候ニ付テハ差掛リ近畿ノ地ニ於テハ澱河堤防等十分ニ修覆致シ以後水害ヲ除キ民利ヲ起シ候ハ勿論且又浪華ヨリノ運送等モ是マテノ三十石通船ニテハ徒ニ人力ヲ費シ実以不便利故今日ノ 御偉業ニハ不相副候間是非共蒸氣船ニテモ仕掛ケ利用可有之候処何分春來騷擾ノ折柄纔右澱川ノ堤防サヘモ御行届兼候ヘトモ東北征討略平蕩ノ功ヲ奏候上ハ追追右等ノ儀モ御詮議被為在大ニ天下水利ノ道ヲ起シ民庶ノ福ヲ生シ候様被 仰出候間府藩県ニ於テモ此旨相心得上下同揆其地方最寄ニ就テ夫々利害得失相考勉勵可致旨 御沙汰候事

【註 1】 本件は行政官が府藩県に宛てて発した布告である。府藩県に対し「大ニ天下水利ノ道ヲ起シ民庶ノ福ヲ生」ぜしめることを求めている。

この布告の論の運びは次のようである。まず、天下一新の現在、「第一民庶ヲ綏シ各其所ヲ得テ倦サラシ [メ]」、かくして「国本ヲ強クシ 皇基ヲ培植」することが何よりも肝要であると、水利振興の根本目標を述べる。次いで、そのために今般治河使が置かれたと治河使設置を水利振興による国力増強の文脈に位置づける。そして治河使の任務は差し当たり、近畿地方において淀川堤防の修復を行い将来にわたってこの地の水害を防除すること、さらに「水利ノ道ヲ起シ」蒸氣船なども運行させ淀川水運の便を増進させることであるとする。最後に、政府においてもかくの如く水利の増進に取り組み始めたところであるので、また、東北の征討も「略平蕩ノ功ヲ奏候」という状況になったことでもあるから、府藩県においても「大ニ天下水利ノ道ヲ起シ民庶ノ福ヲ生」ぜしめるよう勉勵すべきであると、府藩県を督励している。

この整理からわかるように、「大ニ天下水利ノ道ヲ起[ス]」、これが治河使設置の主要な狙いであった。しかし、それだけではなく、治河使の任務の中には、淀川堤防の修復を行い水害を防除するという災害復旧と災害予防に関わる公共土木工事の実施も含まれていた。このことも本件達から確認できることである^{*1}。

* 1 治河使の設置については、前掲の「治河使ヲ置ク」(明治元戊辰年 10 月 28 日, 第 904) の項を参照のこと。

【註 2】 治河使は、近畿地方における水運の便の増進および堤防の修築による水害の防除を担当する主任の官として設置され、淀川筋の堤防の補修や天保山新港の開鑿工事などの指揮・監督に当たったが、それ自体としては工事の実施組織を持っていなかった。そのため実際に工事を進めるに当たっては人員（土木事務担当者）を府県に頼らざるを得なかった。そのことをよく示すのが、治河使が摂津県と結んだ約定である。それは以下のようなものである^{*2}。

一水行ノ利害ヲ察シ、決浚ノ方ヲ定メ、堤防ノ堅危ヲ量リ、修築ノ功ヲ起ス等、其指揮皆ナ治河ノ権ニアリ。故ニ府藩県ヨリ出務シ、其指揮ヲ受、以テ各其事ヲ施スヘシ。

一治河に(ママ) 定局ナシ。治河使其所ノ指揮ヲ定メ総判其場所ヲ総督シ、府藩県ノ諸出務ヲ差配シテ其事業ヲ施ス。其集会スル処則チ治河局ナリ。成功ノ後チ府藩県出務ノ人、各其本官ニ復スヘシ。

一府藩県ニ管轄或ハ堤防掛等ノ役アリ、其人ヲ分賦シ、治河ノ指揮ニ従フテ其事ヲナスヘシト雖トモ、其職務ノ人ニテ不足ノ時ハ、何官タリトモ其任ニ堪タル人ヲ撰出スヘシ。治河勤中觀察

スル所ノ才否勉惰ハ、其本任ノ重官ヘ治河使ヨリ詳カニ相達シ、其賞罰ハ重官ノ意ニ有ルヘシ。一府藩県管轄ニハ界域アリト雖トモ、治河ニハ分界ナシ。故ニ出務ノ役ニモ一時治河ノ官タレハ、各其意ヲ体スヘシ。

この約定から、治河使は河川工事の方針決定と工事の指揮の任に当たり（「水行ノ利害ヲ察シ、決浚ノ方ヲ定メ、堤防ノ堅危ヲ量リ、修築ノ功ヲ起ス等、其指揮皆ナ治河ノ権ニアリ」）、その指揮監督の下で府藩県から出務してきた土木事務担当者が工事をおこなう（「府藩県ニ營繕或ハ堤防掛等ノ役アリ、其人ヲ分賦シ、治河ノ指揮ニ従フテ其事ヲナスヘシ」という図式が看取される。

※ 2 新修大阪市史編纂委員会（編）『新修大阪市史 第5巻』（大阪市、1991年3月）、389頁。

【註3】治河使設置からひと月余りの明治元年12月、会計官は太政官に「水利ニ練熟セル者ヲ登庸シ以テ堤防ノ事務ヲ料理セシム可キ」を稟議している。今ここに『大蔵省沿革志』本省の部明治元年12月条により、その全文を載せる^{*3}。

東京支衛稟議ニ曰ク、水利堤防ノ工事ハ最モ堅牢ナラサル可カラス、然ルニ旧来ノ弊習タルヤ常ニ苟且ノ修補ニ止マルヲ以テ、鉅額ノ経費ヲ消糜スルモ尚ホ歳歳数百千頃ノ田畝ヲ流没シ、租入ノ多寡ニ関渉ス、日後当サニ治水ノ一局ヲ開設スヘシト雖モ、目下利根川等大水暴漲シテ堤防破壊シ明年ノ農事ヲ妨碍スルヲ以テ其ノ修繕ヲ哀請スル者独リ一方ニ止マラス、故ニ前日官員ヲ差遣シ之ヲ巡察セシムルニ工費ノ概計金一十八万両ニ上ル、因テ務テ冗費ヲ省約シ且ツ工事ノ堅実ナルヲ欲シ、水利ニ熟達スル者ヲ撰択シテ以テ之ヲ料理セシメントス、聞ク熊本、山口、岡山、久留米ノ各藩並ニ旧幕府臣僚中ニ其ノ任ニ適スル者有リト、請フ之ヲ登庸シテ堤防ノ事務ヲ管理セシムルヲ。

会計官（東京支衛）の稟議内容を摘約すると、①既存の堤防工事は当座の間に合わせが多く堅牢ならざること、②故に堤防の補修に多額の経費を用いても尚毎年水害が絶えないこと、③本年も利根川を始めとして各地に大洪水が発生し来年の農事にも支障を生ぜしめていること、④本年の水害発生地に官員を派遣して補修工事に必要な経費を見積もらせたところそれは18万両にも及ぶこと、⑤このような状況であるので冗費を節約し堅牢な堤防を工事するには堤防工事に熟達した者の登用が必要であること、⑥聞くところによると、熊本ほかの各藩、旧幕府の臣僚のなかに適任の者がいる、これを登用して堤防事務の管理に当たらせることを要望する、となる。①から⑤のように問題を整理して、しかも「水利ニ熟練セル者」の所在をも示して、適任者の登用を提議したのである。だが、この稟議について太政官の裁可はなかったようである（『大蔵省沿革志』はその採否を記していない）。

この稟議書においては、(イ) 将来治水担当部局（「治水ノ一局」）を開設することが必要であるとの認識を提示していること、(ロ) 「水利ニ練熟セル者」（いわば土木技術官僚）の人材を広く各藩に、さらに旧幕臣にまで求めていることが注目される。(イ) に関しては、明治2年4月8日民政部官が創設されたときにその一司として土木司が置かれたことにより実現を見る^{*4}。(ロ) については、松浦茂樹と藤井三樹夫が明治初頭の土木実務の担当者は旧幕府時代の経験者によって占められていたことを指摘しているのが想起される^{*5}が、本資料に見られるとおり、会計官において土木に関する人材不足（技術官僚の不足）が認識されていたのであり、その調達先として各藩および旧幕府に勤務していた実務者が注目されたのであった。西洋の科学技術を基にした教育機関（東京大学理学部、工部大学校）から卒業生が輩出されるようになるのは、明治10年代である。のちに技術官僚として指導的役割を果たす古市公威や沖野忠雄がフランス留学から帰国するのは明治13、14年（1880、1881年）である^{*6}。本稟議書はそれ以前における技術者・実務者の調達先、出身を

示すものとして興味深い。

- ※ 3 大蔵省記録局（編）『大蔵省沿革志（上巻）』、38頁。
- ※ 4 「三職分課職制ヲ定ム」（明治元戊辰年正月17日、第36）、「政体ヲ定ム」（明治元戊辰年閏4月21日、第331）の二項に付した註を参照せよ。
- ※ 5 松浦茂樹・藤井三樹夫「明治初頭の河川行政」（『土木史研究』、第13号、1993年6月）、157-158頁。
- ※ 6 同前、158頁。河川工事の領域では明治初期まずオランダの技術が導入されるが、このオランダの治水技術をもたらした主要人物であるファン・ドールン Cornelis Johannes van Doorn の来日は明治5年2月、デ・レーケ Johannes De Rijke の来日は明治6年9月であった（参照、栗原東洋『治山治水行政史研究の一試論』、総理府資源調査会地域計画部会、1955年2月、はしがき、第1章および第2章）。

25. 「関東諸県ヲシテ取箇目録ヲ進致セシム」（明治元戊辰年11月9日、第944）（352頁。）

二年第千六十一ヲ以テ様式ヲ定ム

第九百四十四 十一月九日（会計官）

関東諸県

会計官へ可差出御取箇目録ノ儀旧幕府ニテハ三十三ヶ年差引取調其外減一村限帳損地届書起返届書等相添差出来候処以来ノ儀ハ前年ヨリ差引ノミニテ右様数年差引取調候ニ不及其余可差出書類ノ儀モ銘々役所へ取置御沙汰候節差出候儀ト可相心得候事

【註】 会計官（出張所）が関東諸県に対して取箇目録（租額を記載した帳簿）の提出の仕方を指示した達である。明治元年10月18日の鎮将府会計局廃止により、同局に替わって会計官（出張所）が、関東諸県に対し収税に関する指示を行なうことになった（前掲の明治元年第861の項を参照）。本達には、旧幕府時代に提出が求められていた損地届書と起返届書の取扱について指示が書かれている。すなわち、これらの書類は通常は県庁に取り置き、指示があった場合に会計官に提出するものとするというのである。村々から政府への損地届書と起返届書の提出それ自体は継続していた。損地届書というのは異常な自然現象によって被害を受けた農地などを記録した書類である。いわば被災報告書である。それに対して起返届書というのは被災農地の復旧を記したものである。災害（損地）と復旧（起返）の把握が政府にとって大きな関心事であった。明治2年11月に定められた取箇目録（取箇帳）の様式をみると、このことがよりいっそうよく分かる（「御取箇帳様式ヲ定ム」、明治2己巳年11月17日、第1061）。取箇帳の様式を、たとえば定免村について見ると、まず村高を記し、そこからの引高、引高を引いた残高、残高から収納される取米何程という順序で記述するようになっている。引高の欄では内訳として年々引、連々引について記すことになっており、取米の欄では増分の内訳として、本免入増、免上増、起返増、破免立戻増などの記載欄が置かれている。これらの項目はそれぞれ災害の度合いと災害からの復旧の度合いを示すものである。本達や本達を引き継ぐ達明治2年第1061から見えることは、政府が災害に強い関心を寄せるのは、救済と社会秩序の維持という観点をひとまず置けば、何よりも収税の観点から、災害（損地）とその復旧（起返）が収税に与える影響の把握からだということである^{*1}。

そしてこのことをはっきりと示すのが、「維新後ノ軍費并金穀租税等ノ数額ヲ查点シ会計ノ予図ヲ立定セシム」（明治元戊辰年11月13日、第955）である。『大蔵省沿革志』は、この達について次のように記している^{*2}。「太政官令達ニ曰ク、前途ニ於ケル理財ノ基本ヲ定立スル為メニ其官〔会計官〕ノ意見ヲ諮詢ス、其一、維新以後東北ノ軍事ニ論無ク凡ソ政府ノ費用ニシテ本年度支セル金額及ヒ米額ノ概算、其二、上項米金ノ出納及ヒ処分ノ実況、其三、全国租税ノ数額、本項ハ東国幾許、

西国幾許、且ツ本年ハ兵乱水害ノ為メニ幾許ヲ減ス可キノ予図ヲ対稟ス可シ。」明治元年第955「維新後ノ軍費并金穀租税等ノ数額ヲ查点シ会計ノ予図ヲ立定セシム」は第3項において、兵災・水災による租税の減損額の推計を会計官に求めている。この時期政府（会計官）は諸県に対して、災害調査（被害状況調査）のほか、繰り返し取箇目録の提出指示——これは災害調査（被害額調査）の性格を含みもつものである——を行なっているが^{*3}、その目的が「前途ニ於ケル理財ノ基本ヲ定立スル」ことにあることをこの達は述べている。一連の災害調査および災害調査の性格を含み持つ諸調査は、「会計ノ予図ヲ立定 [スル]」、「理財ノ基本ヲ定立 [スル]」という目的のもとに集約される構造となっていたのである。

- ※ 1 罹災者の救済による社会秩序の維持（人心の収攬）と、災害（損地）とその復旧（起返）が取税に与える影響の把握（それによる租税の「適正」収納の確保）という、政府が災害に関心を向ける際のこの二つの観点は調和的なものではなく、そこには矛盾が存した。その矛盾を最も鋭く感じ取っていたのは罹災農民と直接対峙する立場にあった地方官たちであった。地方官たちがしばしば災害減税を申請し、時には中央政府の指示を無視して専断で賑救貸を行なったことは、この矛盾をよく表わしている。この論点については、とりあえず、「府県奉職規則」（明治2己巳年7月27日、第675）の項（後掲）を参照せよ。
- ※ 2 大蔵省記録局（編）『大蔵省沿革志（上巻）』（所収、大内兵衛・土屋喬雄（編）『明治前期財政経済史料集成 第二巻』、原書房、1978年12月、復刻版、原版の史料集成改造社版は1932年6月刊）、32頁。
- ※ 3 災害調査／被害状況調査としては、「兵燹水災ニ罹リ難渋ノ者ヲ查点録上区々ナカラシム」（明治元戊辰年10月、第923）、取箇調査／被害額調査としては、「関東諸県ヲシテ取箇目録ヲ進致セシム」（明治元戊辰年11月9日、第944）、「取箇帳并村方渡米金取調帳様式ヲ定ム」（明治元戊辰年12月18日、第1100）などがある。

26. 「治河使ヲ置カレ府藩県水利興起ノ布告ヲ改ム」（明治元戊辰年11月15日、第960）（355頁。）
 第九百六十 十一月十五日（布）（行政官）

天下一新更始之 御政体被為立第一兆民生ヲ安シ業ヲ楽ミ人心ヲシテ倦サラシムル 御趣意之折柄倉卒戎馬之事起リシヨリ不被為得已次第ニ可有之候得共今日戡定之功ヲ奏シ稍平穩ニ赴候上ハ愈国本ヲ強クシ 皇基ヲ振起スヘキ 御良図可有之処既ニ畿内之地ニシテ澗河及諸川水溢暴漲沿河之民其害ヲ蒙リ殆ト流離ニ至リ候エ共未タ其堤防ヲ修シ田宅ヲ復スルコト能ハス天災之所致不得已ト雖モ其害ハ旧習ニ慣レ偷安怠惰ノ罪ナリ且又浪華港ヨリシテ澗河ノ運送ハ一日モ不可欠儀ニ付益其道ヲ拡張シ蒸気船ヲモ仕掛候ニ至ルヘキニ纔ニ浚築ヲ加ヘ一時ノ災害ヲ防キ或ハ従来遡通ノ三十石ト唱ヘ候運船ヲ而已頼ミ居候等実ニ狭小之陋習ニテ今日維新之 御偉業ニ不相副候況ヤ眼前ノ民苦ヲモ不顧シテハ決テ不被為済次第ニ付太政諸官及府藩県共ニ同心戮力深ク 御趣意ヲ体認スヘク且其主者ヲ立今般新ニ治河使ヲ被置候ニ付速ニ沿襲ノ陋弊ヲ一洗シ民害ヲ除キ水利ヲ興シ天下之人心ヲシテ倦サラシムルノ要務専ラ勉勵可有之旨 御沙汰候事

二年第六百八十一ヲ以テ治河使ヲ廢シ其事務ヲ土木司ニ属ス

但治河之儀ニ付過日相達候エ共右之通更ニ被 仰出候事

【註】明治元年11月6日に発された布告、「治河使被設ニ付府藩県ヲシテ水利ノ道ヲ起サシム」（明治元戊辰年11月6日、第939）を改めたものである。とはいえ、大要に変化はない。以下、6日付の布告（第939）と比較して、本件（15日付布告、第960）の特徴を述べる。

第一。6日付布告と比べて、この15日付布告では、近畿地方の水害（洪水、氾濫による被害）がより具体的かつ強調的に述べられている。（「既ニ畿内之地ニシテ澗河及諸川水溢暴漲沿河之民其害ヲ蒙リ殆ト流離ニ至リ候エ共未タ其堤防ヲ修シ田宅ヲ復スルコト能ハス」）。

第二。本布告（15日付布告）では、水害（淀川水害）について、「其实ハ旧習ニ慣レ偷安怠惰ノ罪ナリ」と述べ、水害原因として旧来の陋習を挙げ、これ強く非難している（すなわち淀川水害を単純に天災と片づけることはできないとしている）。

第三。15日付布告では、布告の宛先が書かれておらず（6日付の布告の宛先は府藩県となっている）、水利興起の督励が府藩県だけでなく太政諸官へも向けられたものとなっている（「太政諸官及府藩県共ニ同心戮力深く 御趣意ヲ体認スヘク」）。これに対して6日付の布告は、行政官が府藩県を一方向的に督励するという体裁のものであった。

補遺 1. 「徳川氏ノ采地及賊徒ノ所領ヲ検覈シ窮民撫育ノ朝旨ヲ告諭セシム」（明治元戊辰年2月、第125）（54頁。）

第二百二十参看

第百二十五 二月

今般 王政御一新ニ付是迄天領ト称シ来候徳川之采地及賊徒之所領等念入取調可致右ハ従前苛政ニ苦ミ居候哉之趣モ相聞患難疾病相救之道モ相立兼候ニ付先無告之貧民天災ニ罹リ困難之者へハ夫々御取糺之上御救助モ可有之候間右之旨申諭億兆人民 王化ニ服シ候様精々尽力可仕 御沙汰候事

但代官支配地所石数人数帳絵図面等携早々上京可致候若代官立去候地所ハ最寄之国主当分御預尤石高図面等早々可差出事

【註】旧幕府の所領について新政府が入念な調査を行なう旨の達である。この点に関わり、新政府は代官に対して、その支配地の石数人数帳および絵図面を携えてすみやかに上京することを求めている。また、代官が立ち去ってしまった幕府直轄領については、最寄りの国主にこれを当分の間預かるよう指示し、彼らに対してその地の石高に関する帳簿や図面などの提出を求めている。

さてこの達のなかに、「無告之貧民天災ニ罹リ困難之者へハ夫々御取糺之上御救助モ可有之候」との文言があり、これが、新政府が災害罹災者への救援を打ち出した最初の例である。災害罹災者への救援を打ち出したといっても、本達は実際の罹災者救援の動きを示すものというよりも、天皇による仁政の強調の道具立てとして罹災者救援を持ちだしたという色彩が強いものである。そのことは、本達において罹災者の救援が「徳川の苛政」と「王政御一新後の仁政」の対比の文脈の中に置かれていることに象徴的に現われている。

罹災者の救援を「王政御一新後の仁政」の強調の文脈に位置づけて提示するという路線は、このあと、実際に発生した災害に対する救助の局面でも貫かれた。たとえば、後掲の「洪水暴溢ニ付会計官出張賑恤ヲ施行セシム」（明治元戊辰年5月24日、第419）や「天災兵害ノ余ニ付府藩県ヲシテ便宜賑恤ヲ施行セシム」（明治元戊辰年6月22日、第502）などを見ると、これは明らかである。この路線は、数年を待たずして後景に退くが、政府が災害対策を語る際の姿勢として、明治最初年の特徴である^{*1}。

※ 1 この論点に関しては、明治元戊辰年6月22日第502「天災兵害ノ余ニ付府藩県ヲシテ便宜賑恤ヲ施行セシム」の項も参照せよ。

2. 尚、本達の主題である旧幕府の所領の調査についてであるが、これに関しては明治元年4月7日に、太政官から達「諸国私領寺社領ノ村高帳ヲ進致セシメ諸藩預所并代官支配所等ヨリ村高帳其他帳簿ヲ進致セシム」（明治元戊辰年4月7日第220）が発され、村高帳、昨卯年取箇帳、昨卯年郷帳、村鑑帳の4帳の提出が求められた。

補遺 2. 「諸国私領寺社領ノ村高帳ヲ進致セシメ諸藩預所并代官支配所等ヨリ村高帳其他帳簿ヲ進致セシム」(明治元戊辰年4月7日, 第220)(86頁。)

第二百二十 四月七日(太政官)

一諸国万石以上以下私領并寺社領共是迄幕府へ差出候振合ヲ以村高帳写相添急速民政役所^{*1}へ可差出事

一諸国之内元幕府ヨリ預所^{*2}并元郡代元代官支配所藩々へ取締被 仰付置候向共左之帳類相添急速民政役所へ可差出事

但御預所無之向ハ其旨可申出事

村高帳 昨卯年取箇帳

昨卯年郷帳 村鑑帳

但帳類美濃紙ニ可相認事

右ノ通被 仰出候間不洩様可相達事

※1 民政役所は内国事務局に置かれた民政掛が改称したものである(明治元年3月12日)。参照、『太政類典』, 第1編(慶応3年～明治4年), 第23卷(官制・官庁制置一), 30「内国事務局ノ民政掛ヲ町奉行西役所ニ移シ之ヲ民政役所ト称セシム」(元年3月12日)。ところで民政役所設置の日付については、『太政類典』の記述と『大蔵省沿革志』の記事とで異同がある。すなわち、『太政類典』の明治元年3月12日という記述に対して, 大蔵省記録局(編)『大蔵省沿革志(上巻)』はこの件に関し, 「本年二月十二日内国事務局中ニ民政役所ヲ設ケ」と書き(17頁), 異同を見せる。内閣記録局編集の『明治職官沿革表 官廨部』を見ると, こちらは3月12日としており, この件については『大蔵省沿革志』の記述の方が誤りと見られる。尚, 『明治職官沿革表 官廨部』には, 民政役所について, 「民政役所ハ内国事務局ノ民政掛ヲ移シテ改称スル所聞四月廿一日廢ス」との注記がある(2頁)。

※2 大蔵省記録局(編)『大蔵省沿革志(上巻)』は, 預地(預所)について, 「預地トハ旧幕府直隸ノ土地ヲ諸藩ニ寄託シ民政稅務ヲ提理セシムル者ヲ言フ」と説明している(9頁)。

【註1】大小諸藩ならびに寺社に対してその所領の村高帳を民政役所に提出するよう求めた, 太政官の達である。また預所のある諸藩, ならびに元郡代・元代官の支配所の管理を委任されている諸藩には, これらの領地(旧幕府からの預所ならびに元郡代・元代官の支配所)についても, 諸帳簿類(昨卯年取箇帳, 昨卯年郷帳, 村鑑帳)を添えて村高帳を急ぎ民政役所に提出することを求めている。その政治支配を全国に確立しようとしていた新政府にとって, 課税台帳の整備, 収税状況の調査, 藩勢・村勢の把握は喫緊の課題であった。本達はこの課題の達成を目的とするものである。

その本達のなかに, 官領たる預所ならびに元郡代・元代官の支配所の村勢の把握を目的として村鑑帳の提出が求められている。村鑑帳は「水田, 陸田ノ段数, 石額, 用水, 戸数, 人口, 牛馬及ヒ地方ノ盛衰土質ノ沃瘠等ヲ鮮明ニ登載スル帳簿」^{*3}であり, 新政府にとって取箇帳などと並んで支配体制構築のために揃えるべき必須の帳簿のひとつであった^{*4}。そのため, 新政府は, 本達や明治元年第858のあとも, 「定免切替伺其他租稅取計及諸帳簿進致ノ方ヲ定ム」(明治元戊辰年12月24日, 第114)(後掲)を始めとする複数の達を発して, 府県に対し繰り返し村鑑帳の作成と提出を促したのである。そのような一連の達のなかで, 明治2己巳年2月23日第198「郷帳大積明細帳村鑑帳等ヲ進致セシム」(後掲)は, 提出されるべき村鑑帳の内容について次のように記した。すなわち, 「是[村鑑帳]ハ高村名屋敷人数別男女牛馬数山林堤防川除堰樋類溜池養水路道橋等御普請所自普請男女余稼有無其他土地ノ様子等記シタル者也」と。つまり, 村鑑帳の提出は, 災害予防のための公共土木工事の実施状況(実施箇所と実施主体)調査の意味をもつものであったのである。この点

が災害対策という点から見て村鑑帳の提出指示が注目される理由である。本件は村鑑帳の提出を求めた達の最初期のものである。

※ 3 大蔵省記録局（編）『大蔵省沿革志（上巻）』、9頁。

※ 4 のちに政府は、村鑑帳を「村高並其村ノ産業ハ勿論民家数員牛馬ノ数ニ至ル迄相認候土地ノ大概帳」、「速ニ取調差出可申肝要ノ品」と呼んでいる。参照、「関東諸県ヲシテ村鑑帳ヲ進致セシム」（明治元戊辰年10月、第858）。

【註2】 ちなみに『大蔵省沿革志』には本件について次のような記述がある^{※5}。各帳簿の説明に注目されたい。

〔四月〕七日、令シテ諸藩ノ封地及ヒ旧幕ノ寄託地ニ関スル諸帳簿ヲ上呈セシム。

太政官宣達ニ曰ク、其一、大小諸藩従前旧幕府ニ上呈セシ例規ニ沿リ其封地ニ関スル村高帳各村田地ノ石額ヲ記載スル帳簿ニ副本ヲ具シ速ニ民政役所ニ上呈ス可シ、其二、旧幕府ノ預地預地トハ旧幕府直隸ノ土地ヲ諸藩ニ寄託シ民政稅務ヲ提理セシムル者ヲ言フ及ヒ旧郡代、代官共ニ旧幕府地方官吏ノ職名ノ所轄地ヲ管理セシムル諸藩ハ村高帳、客歳丁卯取箇帳取箇トハ額ヲ言フ、丁卯郷帳郷帳ニハ郷村ノ水陸二田ノ收穫額賦租額及ヒ雑租雑稅ヲ登載ス、村鑑帳村鑑帳ハ水田、陸田ノ段数、石額、用水、戸数、人口、牛馬及ヒ地方ノ盛衰土質ノ沃瘠等ヲ鮮明ニ登載スル帳簿ニ各副本ヲ具シ速ニ民政役所ニ上呈ス可シ。

※ 5 大蔵省記録局（編）『大蔵省沿革志（上巻）』、9頁。下線を引いたところは割註の部分である。

補遺 3. 「土砂留役人廻村廃止」（明治元戊辰年4月27日、第268（104頁））

第二百六十八 四月二十七日（民政役所）

藤堂和泉守
柳沢甲斐守
植村駿河守

是迄近国村々へ土砂留役人ト唱令廻村候儀被廢止候条向後家来差出ニ不及候事

【註1】 民政役所が伊勢安濃津藩主藤堂和泉守（藤堂高猷）、大和郡山藩主柳沢甲斐守（柳沢保申）、大和高取藩主植村駿河守（植村家保）に宛てて発した、土砂留役人の廻村廃止を命じる達である。

《土砂留》とは、「洪水の原因となり河川交通の障害ともなる水源山地の土砂流出を防止すること」、またはそのための種々の手立て——「植林、草木掘取り停止といった長期的措置から、杭柵留・石垣留等の直接的なものまで」——を指す。また、《土砂留役人》とは、「貞享元（1684）年より制度化された、淀川・大和川筋土砂留管理のための巡回役人」のことである。貞享元年幕府は老中より淀川・大和川筋の砂防強化に関する「覚」を発し、伊勢安濃津藩藤堂氏、大和高取藩植村氏、大和郡山藩松平氏など畿内・近国の11名の大名に、山城・大和・近江・摂津・河内5か国内41郡を対象に土砂留役人を巡検させることを命じたのであった（郡を単位に各藩の分担区域を設定）。各藩の土砂留役人たちは、京都・大坂町奉行所の支配のもと、それぞれ指定された地域の山々谷々を見分して普請必要箇所を指定し、村方に対して必要に応じ普請についての指示を与え、普請箇所を定期的に巡回した。土砂留普請の経費は村方が負った（村方自普請）^{※1}。本達「土砂留役人廻村廃止」は、江戸幕府が設定し約200年に渡って継続してきたこのような淀川・大和川筋の土砂留管理制度の廃止を告げるものであった^{※2}。

※ 1 水本邦彦「土砂留役人と農民—淀川・大和川流域における—」（『史林』、第64巻、第5号、1981年9月）、3、6-7、10-11、17-19、36頁、および水本邦彦「近世の奉行と領主—畿内・近国土砂留制度における—」（同『近

世の郷村自治と行政』、東京大学出版会、1993年11月、所収）、225-240頁。土砂留管理担当大名は、制度発足当初は上に述べたとおり畿内・近国の11大名であったが、後に高槻、岸和田、尼崎、淀、膳所、大和郡山、大和高取、伊勢安濃津の8藩となった（水本『史林』論文、46頁）。18世紀後半にはこの淀川・大和川筋の土砂留管理制度に関して、土砂留担当大名の権限を制限し、幕府の出先機関である京都・大坂町奉行所の関与を強める方向での制度転回がみられた（水本「近世の奉行と領主」論文、252-260頁）。それでも土砂留役人の廻村制度自体は生き残り、新政府による本達の発出まで存続した。尚、上掲の水本『史林』論文は、この土砂留役人の廻村制度について、砂防の観点からの実効性は乏しかったと、論じている（同上、38-44頁）。淀川・大和川筋の土砂留管理制度に関しては、他に、日本工学会・啓明会『明治工業史 土木篇』（日本工学会明治工業史発行所、再版、1931年4月、初版は1929年7月刊）、318-324頁、水本邦彦「土砂災害と土砂留」（同『草山の語る近世』、山川出版社、2003年7月、第5章）も、参照せよ。

- ※2 『日本砂防史』には、明治元年4月5日、大阪裁判所が摂津尼崎藩主松平遠江守（松平忠興）に対し、「是迄山城摂津河内国村々土砂留役人ト唱令回村候儀被廢候」との達を發したという記事がある（『日本砂防史』、全国治水砂防協会、1981年6月、132頁）。同書は、本件「土砂留役人廻村廢止」（明治元戊辰年4月27日、第268）とこの尼崎藩主松平遠江守宛ての達を挙げて、明治元年4月に、旧幕以来の畿内諸河川流域に対する土砂留管理制度は廢止されたとしている（同上。『明治工業史 土木篇』も同様の見解をその322頁に載せている）。本件「土砂留役人廻村廢止」と上に挙げた尼崎藩主松平遠江守宛ての達とは、發出官庁は異なるものの、文面も出された時期もほぼ同一である。この点から見て『日本砂防史』が指摘する通り、明治元年4月ごろ、旧幕以来の淀川・大和川筋の土砂留管理制度について、維新政府内部において、その廢止の決定がなされた、と判断してよいように思われる。

【註2】本達により淀川・大和川流域における土砂留役人の巡檢は廢止されたが、政府はその後継策としてこの地域における土砂の溢漏防止のために民部省土木司職員を巡回させることとし、明治4年正月五畿内並伊賀国管轄府藩県にこれを達した^{※3}。政府はこの達（明治4年民部省第2）において、五畿内並びに伊賀国における土砂留に関し、田畑からの土砂の溢漏防止を申し付けるとともに、山林の下草刈り取りについては土木司が巡回して許可を与えること、川沿いの山々の木々の伐採には官許が必要であることなどを定めた。

- ※3 「山々開拓ニ付土砂ノ溢漏ヲ防キ其他兀山及川添山々等樹木下草伐採方ヲ定ム」（明治4辛未年正月、民部省第2）。

補遺4. 「米価騰貴ニ付本年釀酒高三分ノ一減セシム」（明治元戊辰年8月13日、第623）（256頁。）
第七百十八參看

第六百二十三 八月十三日（布）（行政官）

当辰年之儀國ニ寄戰爭又ハ風水之災等モ有之米価沸騰諸民難洪之趣相聞候依之当年酒造之儀元高之三分一仕込可申万一心得違過造等致候者ハ嚴重御答可被 仰付候条此段向々ヨリ酒造人共へ可相達候事

【註】明治元年8月13日に行政官から出された、酒造の仕込み高の規制（造石制限）の布告である。これは、戦争および風水害による米価沸騰とこれによる人民の難洪を理由に、酒造の仕込み高を元高の3分の1に減らす規制を行なうという内容のものである。

造石制限に関しては、「釀酒免許ノ鑑札ヲ改正シ并納税金額ヲ定ム」（明治元戊辰年5月27日、第421）の第3条に「凶年ニハ分割ヲ以テ減造可致事」との規定がある。当布告はこれを発動したかたちのものである^{※1}。

※ 1 明治2年も長雨、水害、冷夏のため凶作となり、「免許高ノ三分一造」が達された（「酒造ノ儀ニ付テハ前々モ相触候趣モ有之候処当年ノ儀ハ諸国一般不作米価迫々沸騰及ヒ下民難渋タルヘク候間向後及沙汰候迄ハ免許高ノ三分一造ト相心得可申」。参照、「諸国凶歉ニ付酒造免許高ノ三分一ヲ造ラシム」（明治2己巳年11月3日、第1037）。

補遺 5. 「東京 行幸ニ付沿道府藩県心得方ヲ定ム」（明治元戊辰年8月28日、第685）（275-276頁。）

第六百八十五 八月二十八日（御道調弁事） 府藩県

（4項目省略。）

一兵火水災之為ニ流離致候者所之府藩県ニテ取調置供奉之弁事ヘ可申出事

（以下8項目省略。）

【註】東京行幸御道筋御先著の五辻弾正大弼（五辻安仲）と戸田大和守（戸田忠至）が、東京行幸（明治元年9月20日京都出発）の沿道に当たる府藩県に対して、通輦の際の心得を達した文書の一部である。通輦の際賑恤を施すのでその対象者としての水災罹災者をあらかじめ調べ置くこと、そして供奉の弁事がその地に到着したら調べ置いたものを提出すること、これが指示されている^{※1}。

※ 1 東京行幸中の水災罹災者への賑恤について詳しくは、「御東幸沿道七十歳以上ノ者并孝子義僕等ヲ査点録上セシム」（明治元戊辰年9月、第799）の項を参照せよ。また、東京行幸の日程そのものについては、「御東幸沿道水害ノ橋梁ヲ再造シ又ハ修復ノ意見ヲ開申セシム」（明治元戊辰年10月13日、第842）の項を見よ。

補遺 6. 「蕪山県及関東諸県ヲシテ旧旗下上知村々本年貢租ヲ徴収セシム」（明治元戊辰年9月29日、第798）（308-309頁。）

第九百十四参看

第七百九十八 九月二十九日（会計局） 蕪山県 関東府県

旗下上知ノ分当秋御収納ノ儀ハ先納※或ハ先々納等夫々困窮ノ地頭ヨリ申付候村々モ不少事ニ可有之候得共今度 王政御一新ニ付テハ前領ノ廉合申立私ノ都合ヲ以 天朝ヘノ貢不相立候テハ御初政ノ御廉無之ニ付右上知ノ分一般ニ当年ノ分不残 朝廷ヘ貢献ノ事

但水損ノ場所ハ知県事ニテ検見ノ上相当ノ年貢可取上事

一是迄地頭ヘ先納ノ分確証ヲ以悉帳面ニ取調差出可申下民難渋ニ陥リ不申様必御所置可有之事

但徳川家ヘ奉職ノ者ハ村方ヘ返済方同家ヘ取調可申達事

脱走等ノ向ハ政府ニテ取調割合ヲ以年賦下渡候事

一納米俵入ノ儀是迄地頭ヘ相納候先々ノ定法ヲ以米仕立念入外劣無之様嚴重相改申候從來不宜風習ハ悉相改御一新御初政ノ御廉相立候様可有之此度御料地ト相成候上是迄旗下領ノ所置ニ泥ミ自然等閑ニ心得候村方モ有之候ハ、嚴重 御沙汰可有之事

【註 1】旗本還納地のこの秋の租税収納の処理方について会計局が関東府県および蕪山県に宛てて発した達である。先納^{※1}を口実に使って租税の納付を免れようとする向きがあることに注意を促しつつ、旗本還納地について当秋の租税をすべて朝廷に納めるという原則を確認している。そのうえで、先納、先々納について確実な証拠を提出できるものについては、農民が困苦に陥らないように手当を施すと述べている。

租税徴収に関して先納の証拠を提出できる村方には配慮すると言いつつも、本達において政府は、

農民に対して警戒的な、あるいは猜疑の眼を向けている。先納を口実として用いて租税納付を回避する動きがあると警戒しているところや、貢納米の俵詰めに厳重な注意を向けるよう指示しているところなどに、これは現われている。

災害対策という点から本達を眺めると、当秋の租税の朝廷への全部納付の原則を示した条の但書に、水害に罹った村については知県事の検見を経て租税の減免を行なうとしたところが注目される。これは、被災農地に関する租税の減免規定であり、罹災者救援策のひとつと位置づけることができよう。

※ 1 「先納」の定義については、【註 2】に掲げた『大蔵省沿革志』記事中の割註を見よ。

【註 2】 本件にはその前段として「関東、陸羽諸国ノ官領地ノ租税及ヒ未タ帰順セサル旧幕府臣僚ノ采邑地ノ租税ヲ整理スル方法ヲ議定ス」（会計局議決、明治元年 9 月 28 日）がある。これは、関東、陸羽諸国の還納地および未帰順の幕臣の領地の当秋の租税徴収に関する一般方針を示したものである（2 か条）。この一般方針を受けるかたちで、まず関東諸国の還納地について当秋の租税の徴収方法について整理したものが本件である。尚、9 月 28 日付会計局議決の「其一」は、「関東諸県租税ノ徴収旧政府引付ヲ以テ査点セシム」（明治元戊辰年 9 月 28 日、第 796）[前掲]の内容を踏まえたものである（ほぼ同一）。

水害罹災者に対する（被災農地に関する）租税上の措置という点では、明治元戊辰年 9 月 28 日第 796、9 月 28 日付会計局議決の「其一」、9 月 29 日付会計局申達（本件）と、内容的にはほぼ同一である。水害罹災者に対する（被災農地に関する）破免減租は、この時期の政府（会計局）の方針として定まったものであったといえる。

今、本達発出の経緯とその内容理解の便宜ために、『大蔵省沿革志』から、前段に当たる会計局議決と会計局申達（本件）をあわせて抜き出す^{※2}。

関東、陸羽諸国ノ官領地ノ租税及ヒ未タ帰順セサル旧幕府臣僚ノ采邑地ノ租税ヲ整理スル方法ヲ議定ス。[九月二十八日。]

議案ニ曰ク、其一、官領地ノ租税ニシテ旧幕府検稻賦収法ヲ施行シ、或ハ年期定免法ヲ施行シ而シテ目今定免年期中ニ在ル者ハ、旧額ニ照シテ之ヲ収入シ、年期ノ滿了スル者ハ田地ノ肥瘠ニ応シ相当ニ増免シテ継続年期ヲ聴許シ、水湧旱魃ノ災厄ニ罹リ破免ヲ申請セハ検稻法ヲ施行シテ収穫額十分ノ三以上ノ荒歉ニ係レハ破免ヲ聴許ス、旧制ニ荒地起返ハ増免ノ検査ヲ必要セリト雖モ、本年ノ貢納ハ悉皆前年ニ比較シ、各種ノ雜税ニ至ルマテニ旧制ニ仍テ之ヲ処分ス、其二、旧幕府臣僚ノ未タ帰順セサル者ノ采邑ヲ没収セル土地ハ、原地頭ヨリ郷村石高帳村里田圃ノ石額ヲ記載スル者、物成帳収入スル一切ノ租税ヲ登記スル者等ノ憑証ニ供ス可キ帳簿ヲ上進セシムルニ由シ無キヲ以テ、直チニ村民ニ命シ明詳ナル帳簿文書ヲ上申セシメ而シテ之ヲ整査セント欲ス、然リ而モ原地頭或ハ収入米ヲ抵当ト為シテ村吏ニ家計ヲ委掌セシムル如キ者有リテ大ニ租税収入ノ計算ヲ混乱ス、此ノ如キノ類ハ総テ側近ノ官領地ニ比較シテ貢納ヲ為サシメ、且ツ租税ヲ先納采邑ノ租税ヲ一年前ニ予納セシムルヲ先納ト謂フセル者ニ再ヒ貢租ヲ賦収スル如キハ頗ル重斂ニ渉ル、宜ク貢租額内ヨリ先納額ヲ還付スヘシ、又タ旧ト采邑ヲ領有スル者ニシ目今廩米ノ扶助ヲ仰ク者ハ、先納額ヲ算取シ扶助米ノ多少ニ応シテ之ヲ償納セシム可シ、因テ先ツ関東各県ニ照会シ官領地ト還納地トノ総額ヲ整理セシメン。

会計局可決ス。

二十九日、関東諸国ノ各県ヲシテ本年以後旧幕府臣僚ノ原采邑ニ係ル納地郡村ノ貢租ヲ徴収セシム。会計局申達ニ曰ク、其一、旧幕府臣僚等ノ還納セル原采地ニ係ル村里ハ、従前地頭ノ課徴ニ応

シ租米ヲ先納セル者モ間マ多シ、然ルニ今ヤ朝政維新ノ日納地村里ノ農民等其ノ先納セルヲ口実ト為シテ之ヲ哀訴シ政府ニ納致ス可キ貢租ヲ逋缺スルハ大ニ維新ノ朝旨ニ抵触ス、是ヲ以テ納地村里ハ一切ニ本年ノ租額ヲ納致セシム、若シ水害ニ罹ル村里ハ知事ノ之ヲ検省シ相当ノ租額ヲ減蠲ス可シ、其二、原地頭ニ租税ヲ先納セル村里ハ、其ノ証券ヲ簿冊ニ作リテ之ヲ具上セハ農民ヲシテ困苦ニ陥ラシメサルノ処分ヲ施ス有ル可シ、但タ見今徳川氏ニ奉仕シ而シテ原采邑ノ村里ニ負債有ル者ハ、之ヲ償還セシム可キヲ徳川氏ニ下令セリ、又タ原地頭ノ抗命逃脫セル者ニ係ル負債ハ当二年賦法ヲ以テ官府ヨリ弁償スヘシ、其三、貢租米苞ノ容実ハ従前地頭ニ納致セル例規ニ照依シ之ヲ缺減スル無カラシメ、務テ従来ノ弊害ヲ革正シ、維新初政ノ官旨ヲ承体ス可シ、若シ旧習ニ慣レ怠慢ニ委スル村里ハ厳ニ督責ヲ加ヘン。

※ 2 達文は『法令全書』のものと『大蔵省沿革志』のものとは文章が異なる。文意は『大蔵省沿革志』の方が明解である。尚、抜粋は大蔵省記録局（編）『大蔵省沿革志（上巻）』、218-219頁より行なった。下線を引いた箇所は割註の部分である。

【1869年】

1. 「褒賞賑恤ノ典御挙行ノ趣旨ヲ体シ府藩県ヲシテ窮民ヲ撫育セシム」(明治元戊辰年11月25日, 第989) (363頁。)

第九百八十九 十一月二十五日（布）（行政官）

今般 御東巡御道筋之孝子義僕職業出精之者へ御褒賞七十歳以上之者且火災水難ニ罹リ候者共 御賑恤被 仰出候ニ依テハ 皇國中無遠邇前件之通御拡行被為遊度深キ 叡慮ニ付府藩県ニ於テモ 御主意奉体認其支配領所共速ニ褒賞賑恤之道ヲ施シ窮民撫育等精々行届候様可取計旨 御沙汰候事 但八十八歳以上之者共へハ既ニ養老之典^{※1}ヲ以テ御扶持下賜候得ハ此度被下ニ不及候事（東京城日誌但書ヲ欠ク）

※ 1 「府県ヲシテ養老ノ典ヲ挙行セシム」(明治元戊辰年7月6日, 第533), 「宮堂上并諸藩中下大夫上士ヲシテ養老ノ典ヲ挙行セシム」(明治元戊辰年7月6日, 第534)。前者は次のような文面である(後者も内容は同一)。「今般養老之典被為挙八十八以上之者へハ毎年二人扶持百歳以上ハ三人扶持下賜候依テ夫々府県ニテモ一々取調右之通可執行旨被 仰出候事」。

【註1】 本布告は、前掲の明治元年第892（「御東幸褒賞養老賑恤ノ典ヲ府藩県一般ニ施行セシム」, 明治元年10月25日）と、内容的に同一である。文章には細かな異同があるが、実質的に同文と見て差し支えない。ただし、明治元年第892の方には、本布告にある但書が欠けている。意味のある違いはそれのみである。本布告の考察については、明治元年第892の項も参照されたい。

明治元年第892（前掲）、第989（本布告）、第1163（「御賑恤金下賜ノ例則ヲ定メ府県ヲシテ準依施行セシム」, 明治元戊辰年12月, 第1163, 後掲）など賑恤実施を指示する一連の達・布告は、その中身に罹災者への賑恤を含むけれども、賑恤金の額からみても、罹災者の救援それ自体をねらうというより、新政府への人民の支持（帰順）が不確定な状況のもとで天皇の仁政を強調し、それによる人民の慰撫と統合を目的としたもの（「賑恤」はそのための道具立ての一つ）と評価されるべきであろう^{※2}。

※ 2 この論点については、前掲の、「御東幸沿道七十歳以上ノ者并孝子義僕等ヲ査点録上セシム」, 明治元戊辰年9月, 第799の項の註を参照。また、明治初年、新政府が、その政治的正当性の未確立と権力的不安定という

状況の中で、みずからの立場を権威づけ正当化するために「至高の権威＝権力としての天皇」を前面に押し出したことについては、安丸良夫『神々の明治維新―神仏分離と魔仏毀釈―』（岩波書店、1979年11月）、2-5、48-49頁を参照。

【註2】本布告については、『大蔵省沿革志』明治元年11月25日条に次のような記述がある^{※3}。

再ヒ布告シテ孝子、義僕、高年及ヒ水火ノ災ニ罹ル者ヲ旌表賑恤セシム。

弁事商議ニ曰ク、嚮ニ養老ノ典ヲ挙行シ八十七歳以下七十歳以上ノ者ヲ賑恤セリ、而シテ其ノ人員中篤行節義ノ者或ハ水火ノ災ニ罹ル者ハ更ニ救恤ス可キノ命令有ルヲ以テ、府藩県ヲシテ査覈シテ之ヲ施行セシメント欲ス。

本官回答ニ曰ク、往日東行ノ際沿道ノ人民ニ賜与スルノ例ニ準シ孝子義僕ニ金五両、七十歳以上八十七歳以下ノ耆老ニ金二分ヲ支賜シ、水火ノ災ニ罹ル者ハ府県ヲシテ適宜ニ賑恤セシメテ可ナリ、二十二日。

上の『大蔵省沿革志』の記事によれば、本布告の発布前に府藩県への賑恤の指示内容をめぐって弁事と会計官との間で商議が行われている。この折弁事からは、「嚮ニ養老ノ典ヲ挙行シ八十七歳以下七十歳以上ノ者ヲ賑恤セリ、而シテ其ノ人員中篤行節義ノ者或ハ水火ノ災ニ罹ル者ハ更ニ救恤ス可キ」という提案がなされ、それに対して会計官側からは、過日東行の際に沿道の人民に賜与した例に準じ「孝子義僕ニ金五両、七十歳以上八十七歳以下ノ耆老ニ金二分ヲ支賜シ、水火ノ災ニ罹ル者ハ府県ヲシテ適宜ニ賑恤セシメテ可ナリ」という回答がなされた（11月22日）。このやりとりを見る限り弁事と会計官との間で賑恤対象者の捉え方にずれがあったようである。本布告および12月に出された「御賑恤金下賜ノ例則ヲ定メ府県ヲシテ準依施行セシム」（明治元戊辰年12月、第1163）における賑恤対象者の設定は、会計官の意見に沿ったものとなっている。

※3 大蔵省記録局（編）『太政官沿革志（上巻）』、33頁。

2. 「治河使旗章ヲ定ム」（明治元戊辰年12月2日、第1021）（372-373頁。）

二年第六百八十一ヲ以テ治河使廢止

第千二十一	十二月二日（布）（軍務官）	橋本関門	柳澤甲斐守
		山崎関門	稲葉美濃守
		大阪安治川口	京極佐渡守
		天保山	酒井直之助
		大阪木津川口	奥平美作守
		大阪蘆辺橋	松浦肥前守

今般淀川筋御普請ニ付治河御用之者右川筋通行之節別紙之旗印相用候間此旨為心得相達候事（別紙省略。）

【註1】軍務官が、それぞれ藩兵を出して淀川筋の警守に当たっていた柳沢甲斐守（大和郡山藩主柳沢保申）、稲葉美濃守（山城淀藩主稲葉正邦）、京極佐渡守（讃岐丸亀藩主京極朗徹）、酒井直之助（播磨姫路藩主酒井忠邦）、奥平美作守（豊前中津藩主奥平昌邁）、松浦肥前守（肥前平戸藩主松浦詮）に宛てて発した達である。淀川筋の普請に当たって治河使が川筋を通行する際に用いる旗章を定め、それを関係者に令達したものである。

政府は明治元年10月28日、治河使を置いて淀川の普請に乗り出した。普請の内容は天保山新港の開鑿と淀川筋の堤防修理であった。本達から、治河使がその設置後すぐに普請に取りかかる動き

を見せていたことがわかる（今般淀川筋御普請ニ付治河御用之者右川筋通行）^{*1}。

※ 1 本件については、「治河使ヲ置ク」（明治元戊辰年 10 月 28 日、第 904）の項も参照せよ。

【註 2】 本布告が発された翌日の明治元年 12 月 3 日、岐阜笠松県知事長谷部恕連による木曾三川の治水工事に関する建白が会計官を通じて太政官に提出された（「十二月三日笠松県建白セル美濃国内ノ各川ヲ疏導シ以テ水害ヲ捏防スル方図ヲ太政官ニ稟上[ス]」）。太政官はこれを審議の上裁可し、名古屋・大垣・加納・高須の 4 藩に対して上記建白にもとづく治水工事（木曾川派川の佐屋川の疏水工事）に取り掛かるよう令達した。木曾三川の治水工事を指令したこの達は『法令全書』には採録されていない。そこで今『大蔵省沿革志』營繕寮の部に依って、この明治元年 12 月 3 日付の木曾三川治水に関する達の内容を記すことにする^{*2}。この達は、明治初年の政府の治水に対する関心と治水工事実施の手法とを示す資料として、注目されてしかるべきものである。

笠松県知事長谷部恕連の建白は、当地における水害の概況を述べたうえで、(イ) 水害原因の分析、(ロ) 水害原因の分析を踏まえた、これまでの治水策の失敗の確認と、採られるべき方策の提示、(ハ) 具体的な工事実施の提案という順に進んでいる。まず、長谷部は美濃南部木曾三川地帯における水害の概況について次のように述べる。

「笠松県知事長谷部恕連建白ニ曰ク、美濃国内木曾・長良・伊尾ノ三大川ノ水害ヲ為スヤ蓋シ久シ、沿川ノ郡村カヲ勤セ資ヲ捐テ堤防ヲ築造シ聊カ以テ耕田ノ保存ヲ謀ルト雖モ、亦タ徒ラニ雨潦ノ瀦水ヲ堤内ニ湛蓄セシムルニ過キス、積雨暴漲洪水横流スルニ遭ヘハ堤防ヲ衝決シテ田圃ニ汎濫シ、沃土ヲ変シテ砂磧ト為ラシム、是ニ於テカ堤防・堰閘等ヲ補修スル經費逐年ニ増加シ、歳入ノ租税ヲ傾竭スルモ殆ント弁給セサルニ至ル」

水害と治水の概況として、美濃の国内では木曾・長良・揖斐の三大川の水害が繰り返して起こってきたこと、その対策として堤防の築造が行なわれたが、これは日常的には堤内に雨水を湛蓄せしめてこれの排水を困難にし、また豪雨による洪水時にはあえなくこれが決壊し田を河原と化してきただけであること、そしてこの効果のない堤防等の補修のために費用がかさみ、ほとんど租税をもってしては弁給しえざるまでになっていることが、ここで述べられている。

次に、長谷部の建白は、水害の原因の分析に移る。長谷部はこの地の水害の原因についてこう述べる。すなわち、

「抑モ此ノ三大川ノ水害タルヤ漸次水底ニ淤泥ヲ停蓄シ疏導其ノ方ヲ失シ、遂ニ瀦水ヲ田畝ニ汎溢セシムルニ由ル」

三大川の水害の原因は河道内における土砂の堆積に起因するというのが長谷部の分析である。河道内に土砂が多く堆積してしまっているため、河道が一定せず乱流しやすくなり、汎濫が頻発しているというのである。もう少し詳しくこの点に関する長谷部の論を見る。

「水害ノ原由ヲ推求スルニ、是レ全ク淤泥ノ填塞スルニ在ルモ佐屋川ノ関渉スル所ヲ最モ大ナリトス、夫レ佐屋川ノ水脈ハ木曾川ヲ承ケ滔滔南下シテ大海ニ注入ス、(中略)而シテ伊尾川其ノ北ニ在リ、南ニ流レテ斜ニ東シ以テ海ニ入ル、此ノ二川ノ中間ニ流ルル者ヲ長良川ト為ス、亦タ南ニ注キ西ニ折レテ油島ニ抵リ伊尾川ト合シテ海ニ入ル、蓋シ木曾川ノ流勢ノ迅激ナル佐屋海口ノ壅塞ニ衝逆セラレ西ニ溢リ、曲折盤旋シテ長良川ニ湊合シ、二川ノ合流スル其ノ勢ヒ弥ヨ暴ナリ、而シテ長良ノ水勢之ト盪激シテ佐屋川ノ水路ヲ圧迫シ、是カヲメニ川尾ノ海口ニ沙石ヲ堆塞シ、積ム久シテ隆然タル一洲嶼ヲ為シ、数万頃ノ墾田ヲ得ルニ至ル、是ニ於テ木曾川ノ全流長良川ニ傾瀉シ、水勢ヲメニ暴溢シ、近年既ニ成戸ノ堤防ヲ衝決シ堤下ノ村落及ヒ百輪ノ居民殆ト化シテ魚鼈ト為ントス、其ノ困苦今ニ至テ尚ホ未タ息マス、其ノ末流ハ油島ニ至リ伊尾川ト鬻鬪シ

テ奔溢逆盪ス、寛延宝暦ノ間巨害ニ罹ルヤ諸藩相謀リ長堤ヲ築キ、幕府モ亦タ土功ヲ興シ頗ル力ヲ防禦ニ尽セシモ、平時スラ伊尾川ノ逆流ヲ扞止スル能ハス、何ヲ以テ暴雨霖澇ノ漲溢氾濫ヲ防遏スルヲ得ンヤ」

長谷部は、木曾三川地帯の水害の最も大きな要因は木曾川派川佐屋川河口の土砂の堆塞であるとす。佐屋川河口に土砂が堆塞したため木曾川の流が西に曲折盤旋して長良川と合し、この二川の合一により水勢がますます激しくなるとともに、長良川の水勢が佐屋川の流を圧迫し、ために佐屋川河口の土砂の堆塞がより進んで、結果的に木曾川の流は佐屋川に派さず、その全流が長良川と合することになった。さらにこの流は油島に至り揖斐川と激しくぶつかり、これは平時においても揖斐川の逆流を生み、暴雨霖澇の際には漲溢氾濫を恣にしている。これが長谷部の木曾三川地帯における水害発生の原因分析である。かくして、次のような結論が得られる。

「是ニ由テ之ヲ観レハ徒ニ堤防ヲ修築シテ下流ノ淤塞ヲ疏濬セサルハ乃チ其ノ失策タルヲ知ル可キナリ、若カス海口ノ壅塞ヲ疏濬シ木曾川ノ巨流ヲシテ佐屋川ニ開放シ以テ長良川ニ激注スル無ラシメニハ。(中略)自今以後風濤ニ盪鬻セラレ随テ荒蕪ニ属スル田地ハ再墾スルヲ嚴禁シ沙洲ノ未タ開墾セサル者ハ蘆荻ヲ芟刈シテ砂石ヲ決浚シ務メテ佐屋川ノ壅塞ヲ疏通シ、因テ以テ水勢ノ自然ニ従テ木曾川ノ全流ヲ順導セハ、則チ自カラ衝決逆流ノ禍害ヲ遏絶スルヲ得ン」

下流に堆塞した土砂を取り除き河流を開放せずして、いたずらに堤防の築造・修復に進むのは失策である。この地帯の水害を除くためには、佐屋川河口の壅塞を疏濬して木曾川の流を佐屋川に導き入れ、木曾川と長良川の流が激しくぶつかり合うことを治めなければならない。これが長谷部の結論であり、提案であった。

長谷部は上のような考察に基づいてこれまでの治水担当者の無策を批判し、また上記の提言を実施に移すための具体的な工事命令をも提案した。

「治水ノ方策ヲ挙施セス、水害有ルニ遭フ毎トニ未タ人カヲ尽サスシテ徒ラニ之ヲ天災ニ委シテ已ム、豈ニ治土ノ官其ノ責ヲ免ルヲ得ンヤ」

「本議疏水工事ヲ興スニ至テハ、名護屋・大垣・加納・高須ノ各藩ノ如キモ久ク水害ニ苦メルヲ以テ、一令ヲ下セハ必ス悦ンテ奔走役ニ就ク可キナリ、謹テ進止ヲ取ル」

以上が笠松県知事長谷部恕連の建白である。会計官はこれを太政官に提出し、稟議を求めた。

「本官稟議ニ曰ク、笠松県建白セル佐屋川ヲ疏鑿シ水勢ヲ順導シテ海口ニ注流シ、洲磯田畝ノ再墾ヲ禁シ以テ水勢ヲ利スル等総テ治水ノ要ヲ得タリ、宜ク四藩ニ下令シ勦力シテ成功ヲ奏セシムヘシ」

太政官はこれを裁可し、名古屋・大垣・加納・高須の四藩に、笠松県と協力して疏水工事を実施するよう令達したのであった。

※ 2 大蔵省記録局(編)『大蔵省沿革志(下巻)』(所収、大内兵衛・土屋喬雄(編)『明治前期財政経済史料集成 第三巻』、原書房、1978年12月、復刻版、原版の史料集成改造社版は1934年5月刊)、304-305頁。

2. この木曾三川の治水工事に関する太政官の令達を、前掲の天竜川の治水工事の事例^{※3}と並べてみると、明治初年の政府がとっていた治水工事の具体的方法(のひとつ)——すなわち、政府は当該治水工事に関する方針を示す(あるいは会計官の役人を監督者として現場に派遣する)、しかしみずからは工事を行わず、工事の実施は当該河川に関係する諸藩に委ねるという仕法——が浮かび上がる^{※4}。

※ 3 「御東幸沿道水害ノ橋梁ヲ再造シ又ハ修復ノ意見ヲ開申セシム」(明治元戊辰年10月13日、第842)、参照。

※ 4 治河使による工事(淀川筋)についても、工事実施の仕法、すなわち政府自体は工事の実施組織をもってお

らず、これを府県に頼らざるを得なかったという点に関しては、上に述べた2例（木曾三川の工事と天竜川普請）とさほど大きな違いはなかったようである。この点につき、「治河使被設ニ付府藩県ヲシテ水利ノ道ヲ起サシム」（明治元戊辰年11月6日、第939）の項を参照。

【註3】「明治元年一月ヨリ八年六月ニ至ル歳入出決算報告書」（明治13年2月13日、太政官達）中の「自慶応三年十二月至明治元年十二月第一期歳入出決算表」によれば、該期において、《堤防、道路、橋梁修築費》として488,079円73銭9厘の支出が記録されている^{*5}。この数字は該期の歳出合計の約1.6%にあたる。「第一期歳入出ノ決算」の「歳出ノ部」第七款には、該期の《堤防、道路、橋梁修築費》について、「〔堤防、道路、橋梁修築費〕ハ一般ノ該費用ニシテ本期其重要ナルモノヲ挙レハ安治川新港ノ開鑿及ヒ是等ニ用フル開鑿器械ノ購入又天竜、木津、桂、鴨等諸川ノ疎通並ニ其堤防ニ属スル諸費ナリ」（〔〕内、原文）との説明がある^{*6}。安治川新港（天保山新港）の開鑿と淀川筋の河川工事は治河使の担当になるものであり、天竜川の河川工事は前述のように岡本健三郎ら会計官管轄司の役人が派遣されてかかわったものである。

※5 『法令全書（明治13年ノ1）』、677頁。

※6 同上、684頁。

3. 「諸国川々国役金上納ヲ須ヒス既納ノ者ハ之ヲ還付ス」（明治元戊辰年12月9日、第1061）（388頁。）
二年第千八十六ヲ以テ再ヒ国役金ヲ徴収ス

第千六十一 十二月九日（会計官）

関東府県

諸国川々国役金ノ儀ハ取調ノ上追テ相達候迄上納ニ不及是迄納済ノ分ハ一ト先下戻候間割返方可被取計候事

【註1】会計官が関東府県宛に発した、諸国諸川の堤防築造補修等のための国役金徴収に関する達である。会計官より前に東国の治水事務を所管していた鎮将府会計局が8月に発した、国役金徴収の達^{*1}を取り消す内容のものである。すなわち、本達は、国役金徴収に関して、“この件については詳しく調査してから追って通達することとするので、それまでは上納に及ばない。すでに上納済みの分についてはひとまず下戻すから、取り集め先に割り返すこと”と述べ、関東府県に対して、堤防普請のための国役金徴収の一時取りやめと既納分の下戻を告知し、あわせて既納分の取り集め先への割返しを指示している。頭註にもあるように、国役金の徴収は、「諸国川々国役金ヲ徴収ス」（明治2年11月、第1086）により再開された^{*2}。

※1 「関東川々堤防国役金ヲ徴集ス」（明治元戊辰年8月、第709）。

※2 諸川堤防普請のための国役金に関しては、「関東川々堤防国役金ヲ徴集ス」（明治元戊辰年8月、第709）の項を参照せよ。また、「諸国川々国役金ヲ徴収ス」（明治2年11月、第1086）の項（後掲）も見よ。

【註2】「明治元年一月ヨリ八年六月ニ至ル歳入出決算報告書」（明治13年2月13日、太政官達）中「自慶応三年十二月至明治元年十二月第一期歳入出決算表」の「歳入ノ部」には、《川々国役金》の項目に918円59銭1厘の数字が記録されている^{*3}。これは該期の歳入合計の約0.003%にあたる。また、「第一期歳入出ノ決算」の「歳入ノ部」第三款には、該期の《川々国役金》について、「〔川々国役金〕ハ旧幕ノ遺制ニシテ参河已東海沿道及ヒ関東ノ諸州並ニ信越等ニ流通スル諸川ノ堤防費ニ供スル為メ該諸国ニ在ル旧幕及ヒ旗下、社寺ノ領地ニ課賦徴収スルモノナリ而シテ本期該収入ノ僅少ナルハ各地ノ騷擾ニ際シ之ヲ納入スルニ至ラサルヲ以テナリ」（〔〕内、原文）との説明がある^{*4}。

※3 『法令全書（明治13年ノ1）』、676頁。

※ 4 同上, 681 頁。

【註 3】ここで、本件が取り消したところの国役金徴収の達（「関東川々堤防国役金ヲ徴集ス」、明治元戊辰年 8 月, 第 709）の内容を、あらためて、該達のもとになった議案に拠り紹介しておく。『大蔵省沿革志』營繕寮の部明治元年 8 月条は、上に掲げた「関東川々堤防国役金ヲ徴集ス」に関わって「是月東海・関東諸国ノ本年ノ堤防国役金ハ郡村石額每一百石ニ銀二十九匁余ヲ課徴ス可キヲ立議ス」と書き、その議案を載せる^{※5}。

まず議案は次のように国役金の仕組みとその近年の運営状況について述べる。

「議案ニ曰ク旧幕府施政ノ日諸国各川堤防ノ修築費用ニ充ル国役金ハ、前年ノ修築費用額ヲ計査シ官府其ノ十分ノ一ヲ發給シ、九ハ之ヲ郡村ノ石額ニ派課シ、翌年八九月ヲ以テ代官所ニ徴収セリ、其ノ準率タル東海道各川ノ国役金ハ伊勢・參河・遠江・駿河・相模・伊豆・信濃ノ七国及ヒ甲斐国郡内領ノ石額二百四十九万七千四百七十二石ニ派課シ、関東諸国各川ノ国役金ハ武蔵・安房・上総・下総・常陸・上野六国ノ石額三百六十九万〇一百五十八石ニ派課シ、特ニ下野国各川ノ国役金ハ其ノ石額七十五万〇七百一十三石ニ派課シ、越後・出羽二国各川ノ国役金ハ其ノ石額二百〇六万九千六百四十六石余ニ派課セリ。又タ昔時ハ歳歳水害ノ為メニ田地ヲ損亡スル有レハ査点ヲ経テ国役金ノ派課ヲ減殺セリト雖モ、大抵石額一百石ニ銀一十五六匁許ヲ以テ準率ト為シタリ、然ルニ爾後修築費用漸次ニ増加シ石額一百石ニ銀三十匁ヲ以テ準率ト為シ、近年ニ迫テハ頻頻ニ決溢ノ患害ヲ被リ且ツ物価騰貴セル為メニ修築費用随テ増加シ、復タ常課ノ国役金ヲ以テ周弁スルニ足ラス官府ノ那移支弁スル者亦タ多シ、見ニ前年丁卯ノ如キハ石額一百石ニ銀五十二匁ヲ徴収スルニ至レリ。」

水害の増加と物価の騰貴にともない年々国役金の賦課準率が上昇していることがここに指摘されている。

ついで鎮将府会計局の国役金派課方針と派課準率が述べられる。

「即今東京鎮将府ノ管轄スル諸国ハ武蔵・相模・上総・下総・上野・下野・安房・常陸・駿河・伊豆・甲斐・出羽ノ十二国ト為ス、此ノ十二国ニ派課スル国役金ハ本年ノミ姑ク前例ニ依リ石額一百石ニ銀二十九匁余ヲ徴収シ、明年以後ハ前年ノ修築費用額ヲ計査シテ之ヲ派課セン、但タ出羽国ハ未タ全ク平定ニ至ラサルヲ以テ姑ク之ヲ除ク可ク、其ノ他ノ十一国ハ旧幕府ノ原簿ニ簽記セル派課額ニ照シテ之ヲ徴収セン」

本年のみ前例に倣い高百石当り銀 29 匁余の準率で出羽を除く管轄 11 国に派課する、来年からは前年の修築費用額を調査集計してその額を派課する——これが、鎮将府会計局が示した国役金の派課方針であった。

そして、最後に、国役金の徴収事務の処理方と、ひとこと、非常の洪水に罹った年には「官府特ニ修築費用ヲ發給セン」という会計局の立場が述べられる。

「果シテ然ラハ会計局其ノ課徴ヲ申令ス可キモ、今マ方サニ旧幕府臣僚ノ帰順セル者ノ采地ヲ査点ス、故ニ未タ之ヲ申令スルニ違アラス、宜ク本年ハ各県知事ヲシテ管轄内ニ普告シ課金ヲ徴収シテ以テ会計局ニ納致セシムヘシ、若シ夫レ非常ノ洪水ニ罹リ多ク堤防ヲ決潰セル歳年ニハ官府特ニ修築費用ヲ發給セン」

国役金の徴収事務の処理方に関し、本来は会計局が申令して国役金の徴収に当たるべきであるが、目下旧幕臣で帰順した者の領地の検査に忙しくこれが叶わないので、本年は国役金の徴収事務を各県知事に委任する、また非常の洪水が多発し堤防が数多く決壊するというような年には政府が特別に修築費用を發給する、というのである。この末尾の一文で述べられた非常災害多発時の堤防修築

費用の政府発給という見解は注意して記録に留めておきたい。

さて、以上が議案の本文である。以下は本文にある派課方針にもとづいて算定された「国役金派課定額」である。これは、明治元年達第709「関東川々堤防国役金ヲ徴集ス」中に記されている〈別紙〉に当たると考えられる^{※6}。

国役金派課定額

東海道ノ各川ニ係ル国役金ハ駿河・伊豆及ヒ甲斐郡内領ノ石額合計三十五万六千二百七十八石余ニ派課ス、但タ相模ハ関東ニ計入シ、伊勢・參河・遠江・信濃ハ東京ノ管国ニ非サルヲ以テ之ヲ除ク、関東諸国ノ各川ニ係ル者ハ武蔵・相模・安房・上総・下総・常陸・上野・下野ノ石額合計四百七十二万七千五百九十石余ニ派課ス、但タ越後ハ東京ノ管国ニ非サルヲ以テ之ヲ除ク、出羽モ亦タ目今姑ク之ヲ除ク、以上石額総計五百〇八万三千八百六十八石余、派課国役金通計銀一千五百二十〇貫〇七十六匁五分三厘二毛即チ石額一百石ニ銀二十九匁九分ノ比例ト為ス、之ヲ金ニ換算スレハ金二万五千三百三十四兩二分・永一百〇八文九分即チ金一兩ニ銀六十匁ノ比例ト為ス。

※ 5 大蔵省記録局（編）『大蔵省沿革志（下巻）』、302-303頁。

※ 6 「関東川々堤防国役金ヲ徴集ス」（明治元戊辰年8月、第709）は、本文中に「別紙」の存在を書き記しているものの、別紙それ自体についてはこれを欠くとして掲載していない。この点、当該項目を参照せよ。

4. 「取箇帳并村方渡米金取調帳様式ヲ定ム」（明治元戊辰年12月18日、第1100）（405-409頁。）

第千百 十二月十八日（会計官）

関東諸県

御取納高取調ニ付支配所村々並旗下知行ノ分共追テハ御取箇帳郷帳ニ組仕上可被申候得共差向別紙案ノ振合ニ取調早々可被差出候

（別紙）

何国何郡^{※1}

高何程	何 村
内何程	小物成高入
同断	何箇年高入新田

亥年（文久3年）^{※2}

此物成	米何程
	永何程

子年（元治元年）

此物成	米何程
	永何程

丑年（慶応元年）

此物成	同 上
-----	-----

寅年（慶応2年）

此物成	同 上
-----	-----

卯年（慶応3年）

此物成 同 上
 去亥ヨリ卯迄五ヶ年平均
 此物成 米何程
 永何程

一高何程 同所新田

亥年（文久3年）
 此物成 米何程
 永何程

子年（元治元年）
 此物成 同 上

丑年（慶応元年）
 此物成 同 上

寅年（慶応2年）
 此物成 同 上

卯年（慶応3年）
 此物成 同 上

去亥ヨリ卯迄五箇年平均
 此物成 米何程
 永何程

外
 田何程 流作場
 此取何程
 米何程 何 代
 永何程 何 代
 金何程 何年貢
 錢何程 何 錢
 但金一兩二付錢何程
 鏹何程 何 役
 但金一兩二付鏹何程
 永何程 夫 永
 米何程 口 米
 永何程 口 米
 錢何程 口 錢
 但金一兩二付錢何程
 鏹何程 口 鏹
 但金一兩二付鏹何程
 往還並木長何程 何ヶ所

右之通御座候以上

年号 月

何ノ誰 印

会計官

何国何郡之内村方渡米金取調帳

一高

何国何郡何村

米 / 金 困窮ニ付御手当

米 / 金 本途米金同様五箇年分書出可申五箇年同員数ニ候共其段断書イタシー一箇年分認メ可申事

米 / 金 堤川除用悪水路破損場所並樋橋普請入用渡

何年分

内

米 / 金

井筋潰地代渡

同

溜井敷地代渡

同

堤敷代渡

同

名主給渡

同

何々諸賃渡

同

樋守給渡

同

林守給渡

右ノ外川普請金ノ外共村方渡ノ積り兼テ取極有之分五箇年ノ内渡方致シ候儀無之候ハ、其名目並其
 訳巨細ニ認メ都テ定式臨時共不洩様認メ出可申事^{※3}

右之通御座候以上

年号 月

何ノ誰 印

会計官

※ 1 活字の大小、行の配置は概ね本文に依り、さらに見やすさにも配慮した。

※ 2 ()内の年号表示は、井上（本資料作成者）による。

※ 3 この部分は、「右に列記したもののほか、また川普請金のほかのもので、村方に渡すことがかねてより取り
 決められている分について、そのうち過去5年の間に渡した実績がないものがある場合には、その名目ならび
 にその「すなわち過去5年間に渡方の実績がないことの」理由を巨細に認め、定式のものも、臨時のものも、
 すべて洩らさぬよう書き記し、提出すること」という意味である。この調査が村方渡米金に関する悉皆的な調
 査であったことが分かる。

【註1】 会計官が関東諸県に宛てて発出した、諸県管轄地の収納高調査と「村方渡米金取調」に関
 する達である。前者、すなわち諸県管轄地の収納高については、それを調査し行く行くは取箇帳や
 郷帳といった帳簿にまとめ上げる方針であるけれども、これはすぐには叶わないため、当面は暫定
 的な様式で調査を行ない、その結果のすみやかな提出を求める、という内容である。尚、上に「御

収納高取調（中略）追テハ御取箇帳郷帳ニ組仕上可被申」と書かれている点であるが、取箇帳については明治2年11月17日に「御取箇帳様式ヲ定ム」（明治2己巳年11月17日，第1061）が、郷帳については明治3年5月晦日に「郷帳案ヲ定ム」（明治3庚午年5月晦日，第380）がそれぞれ発されて、帳簿の様式が定められるとともに、その提出方が指示された。

【註2】 後者は「村方渡米金取調」である。上と同じく会計官が関東諸県に対して調査・報告を指示したものである。ここで求められているのは幕府治政最末期の5か年間の数字であるが、新政府はその御料地支配にあたってまずは旧慣に則る仕方でも臨んだので、上記の「村方渡米金取調帳」に書かれている村方への渡方は明治の初年においても県と村方との間で行なわれたものと理解してよい^{※4}。かくして、この帳簿雛形から明治初年の県から村方への渡方の内容が知られるのである。県は村方のどのような活動、どのような費用に対して米金を交付していたか、本達はこれを示している。そのなかで、災害対策という点からは、「困窮ニ付御手当」、「堤川除用悪水路破損場所並樋橋普請入用渡」、「堤敷代渡」などの項目が目される。まず「困窮ニ付御手当」であるが、これは窮民に対する米金の交付を示す（罹災者に対する救助）。人民の困窮の理由は罹災のみではないが、当然罹災による困窮もここに入ろう。続いて「堤川除用悪水路破損場所並樋橋普請入用」の項目から、堤防や川除けなどの災害防除を目的とする土木施設の修繕に対して、米金が交付されていたことが知られる（災害予防/災害復旧）。

※4 この点を例証する文書としては、「租税並ニ出納勘定仕上規則改正」（明治4辛未年正月13日，太政官17）がある。

5. 「諸藩取締奥羽各県当分規則」（明治元戊辰年12月23日，第1125）（416-418頁。）

二年第九参看同第七百四十九ヨリ第七百七十四ニ至ルヲ以テ消滅

第千二百二十五 十二月二十三日（仰）

諸藩取締奥羽各県当分御規則

一租税収納之儀ハ米金共今年之処ハ先従来之通相心得更ニ上地ニ相成候分ハ是迄之私領引付ヲ以取計水害兵災ニ罹リ候分等ハ半納或ハ無納夫々至当之見込ヲ以可伺出事
 一取締地所高ニ応シ金札御下ケ渡ニ相成候間会計官ヘ承合セ撫恤之道行届候様取計可申事
 一月給ハ御規定之通毎月会計官ニテ御渡ニ相成候事
 一知県事之見込ヲ以申付候小吏之月給其他年中御用途之失費等ハ高一万石ニ付凡二百両之見込ヲ以租税金之内知県事預リ置夫々支払勘定書翌年正月中会計官ヘ差出可申事

十万石以上支配県官員

五等官

権知県事
一人

御政体^{※1}ニ基キ諸務ヲ掌ル

六等官下

権判県事
二人

諸務ヲ裁判シ決ヲ知事ニ取り調役以下ヲ指揮ス

七等下

調役三人
 八等上
 書記兼調役補四人
 八等下
 筆生二人
 九等上
 捕亡十人
 東京詰
 調役一人
 書記一人

右東京詰ハ前書官員ノ内ニテ交代ス
 右之官員可被 仰付候間各藩ニテ人撰名前早々可届出事
 其他門番牢番小使等ハ知県事之見込ヲ以召抱人数并月給共可相届事

十万石以下之支配県官員

六等官上
 権知県事
 一人
 七等官上
 権判県事
 二人
 八等上
 調役三人
 八等下
 書記兼調役補四人
 九等上
 捕亡十人
 東京詰
 調役書記之内一人

右東京詰ハ前書官員之内ニテ交代
 其他門番牢番小使等ハ知県事之見込ヲ以召抱人数并月給共可相届事
 ※ 1 参照, 「政体ヲ定ム」(明治元戊辰年閏4月21日, 第331)。

【註1】「諸藩取締奥羽各県当分規則」は、奥羽民政取締(旧「朝敵藩」領に設置することとした新県の取締に当たる職)に任じられた諸藩に対して、新県統治の施政および組織の基本方針として交付されたものである(明治元年12月23日)^{*2}。

まず、奥羽民政取締任命の経緯について整理する。

政府は、明治元年12月7日に、「奥羽両国ヲ七国ニ分チ国郡石高ヲ定ム」(明治元戊辰年12月7日, 第1038)を発して、陸奥国を磐城、岩代、陸前、陸中、陸奥の5国に分割し、また出羽国を羽前、羽後の2国に分国することを達した。その際、政府は、奥羽両国について状況調査を行なった上で

そこに府県を設置するという東北統治の方針を示した（「今般両国御取調之上府県被設置広ク教化ヲ施シ風俗移易人民撫育之道厚ク御手ヲ被為尽度思食」^{※3}）。同日、政府は、戊辰東北戦争を最後まで敵として戦った諸藩（「朝敵藩」）の藩主、すなわち仙台藩主伊達慶邦、盛岡藩主南部利剛、庄内藩主酒井忠篤、長岡藩主牧野忠訓、棚倉藩主阿部正静、二本松藩主丹羽長国を東京謹慎とし、その藩領地を没収した^{※4}。そして、秋田（久保田）藩主佐竹右京大夫（佐竹義堯）ら11名を奥羽民政取締に任じ、暫定的に没収地の統治に当たらせるとした^{※5}。奥羽両国の「朝敵藩」藩領地の民心の掌握とその地における安定的統治の構築へ向けての地ならしが、奥羽民政取締に期待された役割であった。任命の沙汰書は、朝廷の御政体にもとづいて人民の撫育に厚く心を用い、御一新の趣意をあまねく貫き通すよう取り計らうべしと任務遂行上の注意を述べたうえで、かねてより民政に心得のある家来を選びすぐって奥羽御領に出張させるよう各藩主に申し付けている。奥羽民政取締に任命されたのは、戊辰戦争において政府側に付いた関東・信越・陸奥の諸藩であった^{※6※7}。

次に、「諸藩取締奥羽各県当分規則」（本件）について述べる。

明治元年12月23日、政府は、奥羽民政取締諸藩に提理を任せ「陸羽地方ノ官領地」（旧「朝敵藩」領地）に新県を設置するとし^{※8}、取締諸藩に対して「治務ノ規程」を頒示した^{※9}。この「治務ノ規程」が「諸藩取締奥羽各県当分規則」である。

「諸藩取締奥羽各県当分規則」は、施政の基本方針と組織および人事に関する規定から成る。全4則のうち、第1則と第2則が施政の基本方針である^{※10}。第1則は租税徴収の基本方針を述べたもので、第2則は石高貸により交付される紙幣を用いた人民の撫恤の指示である。その第1則、すなわち租税徴収の基本方針の中に、水害地の租税収納について半納あるいは無納という減免方針（災害減租）が打ち出されている。また、第2則では、金札を使った撫恤が指示されている。租税の減免と紙幣（太政官札）を用いた救済、これが陸羽地方の水害罹災者に対する政府の基本方針であった^{※11※12}。

※2 奥羽諸藩の維新時の動向と戊辰東北戦争の経緯、ならびに奥羽越列藩同盟に加盟し新政府に抵抗した諸藩の処分の概要については、三浦忠司「奥羽諸藩の動向と没収地取締藩の考察」（『青森県立三本木高等学校誌』、1977年3月）、6-10頁を参照せよ。また、明治新政府にとっての、奥羽越列藩同盟諸藩の処分と占領地経営（総括的に言えば東北統治）の重要性については、参照、松尾正人「維新政権の直轄県政—東北県政を中心として—」（所収、千田稔・松尾正人『明治維新研究序説—維新政権の直轄地—』、開明書院、1977年10月）。

※3 「府県制というのは、中央集権的国家体制を指向する新政府が旧来の藩制を解体すべく、地方の直轄地に設置した地方行政機関であり、新政府の地方的権力基盤であった」（三浦忠司「奥羽諸藩の動向と没収地取締藩の考察」、10頁）。

※4 「朝敵藩」の藩領地の没収に関しては、以下を参照のこと。「伊達慶邦ノ家名ヲ立テ更ニ二十八万石ヲ賜フ」（明治元戊辰年12月7日、第1046）、「南部利剛ノ家名ヲ立テ更ニ十三万石ヲ賜フ」（明治元戊辰年12月7日、第1047）、「酒井忠篤ノ家名ヲ立テ更ニ十二万石ヲ賜フ」（明治元戊辰年12月7日、第1048）、「牧野忠訓ノ家名ヲ立テ更ニ二万四千石ヲ賜フ」（明治元戊辰年12月7日、第1049）、「阿部正静ノ家名ヲ立テ更ニ六万石ヲ賜フ」（明治元戊辰年12月7日、第1050）、「丹羽長国ノ家名ヲ立テ更ニ五万石ヲ賜フ」（明治元戊辰年12月7日、第1051）。「領土に関する処分を受けた諸藩の没収地を総計すると、89万4800石にのぼり、それは、奥羽諸藩総石高262万2721石中の実に34%にあたる膨大な地域である」（三浦忠司「奥羽諸藩の動向と没収地取締藩の考察」、10頁）。

※5 「久保田、弘前、松代、中村、新発田、高崎、三春、館林、土浦、笠間、守山ノ十一藩ニ命シテ仮ニ陸羽地方ノ官領地ヲ提理セシム」（大蔵省記録局（編）『大蔵省沿革志（上巻）』、35頁）。

※6 佐竹義堯らの奥羽民政取締への任命に関しては、「佐竹右京大夫以下十一名ニ奥羽御領民政取締ヲ命ス」（明治元戊辰年12月7日、第1045）を見よ。尚、奥羽民政取締には、12月23日に新庄藩主戸沢中務大輔（戸沢正実）

ら4名が追加された。これについては「戸沢中務大輔以下四名ニ奥羽民政取締ヲ命ス」(明治元戊辰年12月23日、第1129)を参照のこと。「明治元年のこの段階における新政府は、未だ自らの力で地方を支配しうだけの権力機構を確立していなかった。政府直属の地方官を派遣するにしても、派遣しうほどの人事権も掌握していなかったし、地方行政の具体的内容も地方統治の具体的方法も明確なものもあわせていなかったのである。従って、没収地を支配し、政府直轄府県を樹立するためには、旧来の藩権力に頼らざるをえず、その力を利用して地方支配を確保しようとしたのである」(三浦忠司「奥羽諸藩の動向と没収地取締藩の考察」, 10頁)。奥羽民政取締に任命された諸藩の概要とそれら諸藩の戊辰戦争における戦功賞典、さらにそれら諸藩がそれぞれ指定された取締地については、三浦忠司「奥羽諸藩の動向と没収地取締藩の考察」に掲載された表《奥羽没収地取締藩一覧》を参照せよ(同上, 12頁)。

- ※ 7 明治元年12月7日および12月23日に奥羽民政取締に任命された計15名(藩)のうち、津軽越中守(津軽承昭)(弘前藩)と土岐隼人正(土岐頼知)(沼田藩)の2名(2藩)はそれぞれ下野黒羽藩主大関美作守(大関増助)(黒羽藩)と上野前橋藩主松平大和守(松平朝矩)(前橋藩)に交代した。このうち弘前藩は、取締地に指定された旧盛岡藩領3郡(北郡、三戸郡、二戸郡)に起こった「津軽排斥運動」のため、取締地に向く以前に政府に対して辞退を申し入れ、奥羽民政取締の職を免じられた(弘前藩、沼田藩2藩の交代については、「津軽越中守ノ南部彦太郎旧領取締ヲ免ス」, 明治2己巳年2月8日、第138, 「大関美作守ヲシテ南部彦太郎旧領ヲ提理セシム」, 明治2己巳年2月8日、第139, 「松平大和守ヲシテ伊達亀三郎旧領ヲ提理セシム」, 明治2己巳年2月晦日、第232, 「土岐隼人正ノ伊達亀三郎旧領取締ヲ免ス」, 明治2己巳年2月晦日、第234を見よ。弘前藩の奥羽民政取締罷免の経緯については、三浦忠司「弘前藩の南部領取締の経緯」, 弘前大学『国史研究』, 第67号, 1978年4月を参照せよ)。
- ※ 8 ただし、新県の設置に関して正式の発令は見られなかった。たとえば、旧盛岡藩領北・三戸・二戸3郡の民政取締を命じられた黒羽藩(権知県事として村上一学を派遣)は三戸県を称したが、これに正式の発令はなかった。同様に旧盛岡・仙台・一関藩領陸中国胆沢・東磐井・西磐井の3郡では同地の民政取締(前橋藩)が伊沢県を、旧盛岡・仙台藩領陸中国紫波・稗貫・和賀・上閉伊・江刺・気仙の6郡では同地の民政取締(松本藩)が花巻県を、旧盛岡藩領陸中国岩手・鹿角・九戸・紫波・稗貫・上閉伊・下閉伊の7郡では同地の民政取締(松代藩)が盛岡県を、旧仙台藩領陸前国栗原郡では同地の民政取締(宇都宮藩)が栗原県を称するなどしたが、いずれもその新県設置について正式な発令は行われなかった。この点に付き、参照、松尾正人「維新政権の直轄県政一東北県政を中心として一」, 54-55, 58-59頁。
- ※ 9 「二十三日、各藩ニ命シテ管理セシムル陸羽ノ地方ニ新県ヲ布置シ、治務ノ規程ヲ設定ス」(大蔵省記録局(編)『大蔵省沿革志(上巻)』, 36頁)。
- ※ 10 大意は次のとおり。第1則、租税収納の件。これに関しては、今年のところは米金ともまず従来の通りに収納するものと相心得るべし。土地になった分の租税収納は、これまでの引付にもとづいてこれを取り計らうべし。水害や兵災を被ったところなどについては、半納あるいは無納にするものと心得、その土地土地についてどちらの取り扱いが適当であるか案を添えて伺いを立てること。第2則、取締地所の高に応じて金札を下付するので、この件に付き会計官に問い合わせること。そしてこの金札を用いて撫恤の道が行き届くように取り計らい申すべし。
- ※ 11 水害罹災者の救済に石高貸により交付される楮幣(太政官札)を当てるというやり方は、本件のほかに、天竜川水害における罹災者救助の事例(府中藩主徳川家達への救助指示の下令)においても見られる(この点、「御東幸道水害ノ橋梁ヲ再造シ又ハ修復ノ意見ヲ開申セシム」, 明治元戊辰年10月13日、第842の項を、参照せよ)。また、水害罹災者の救助や堤防工事の資金として楮幣(太政官札)を用いる場合には、その価値下落が問題になった。この点に関し、『大蔵省沿革志』は次のように伝えている(出納寮の部明治2年3月20日条、大蔵省記録局(編)『大蔵省沿革志(上巻)』, 482頁)。

諸項ノ収入及ヒ支出ハ自今金貨一百両ヲ楮幣一百二十両ニ当ルノ間差ヲ衡定スルヲ公布セリ、然ルニ東京府下近日楮幣ノ時価殊ニ低下[ス](中略)、堤防官繕等ノ如キハ前日ハ金貨ヲ以テ予算シ、今日ハ楮幣ノ定価ヲ以テ発ス、人民是カ為メニ損失ヲ被フル少小ナラス、官吏ノ月給金及ヒ資費金ヲ以テ家計ヲ支弁

スル者ノ如キ其ノ受領スル楮幣ハ時価ノ定価セル為メニ定額金貨ノ実数ニ当ラス、(中略) 今日ノ楮幣ノ時価ハ二割即チ十分ノ二或ハ二割五分ヲ低減スルニ由リ人民困苦頗ル甚シ(後略)

会計官出納司は対策として「既定ニ係ル堤防管繕ノ費用ニ楮幣ヲ支出スルハ姑ク民間ノ時価ニ照算ス可キヲ太政官ニ稟議シ」、その裁可を得た(同上、49-50、482頁)。

- ※12 諸藩による民政取締の実際については、松尾正人「維新政権の直轄県政—東北県政を中心として—」, 53-57頁を参照せよ。諸藩による民政取締の進展状況は一様ではなく、「郷村疲弊を背景とする『世直し一揆』の激化や戦乱・贋金蔓延の事態に直面した旧会津藩領等の各地」ではそれはほとんど機能しなかった。旧会津・庄内両藩領では、諸藩による民政取締に代わって民政局による直接統治が行われた。

2. 奥羽民政取締に関連する諸達^{※13}においては、「人民撫育ニ厚ク心ヲ用ヒ[ル]」ことが繰り返し強調されている。ここから、民政取締の基本方針にある水害罹災者の租税の減免は、新政府による「撫恤之道」の具体化と位置づけられていたことが理解される。そして、「撫恤之道」の実行は、「岩代国巡察使へ委任状」の第1条末尾に「撫育ノ道懇切ニ其力ヲ尽シ能ク民心ヲ得上下ノ情ヲ貫徹セシムヘキ事」^{※14}と書かれているように、それ自体が目的というよりも、民心獲得の手段としての意味が大きいものであった。戊辰戦争の敵方であった奥羽諸藩領の人民撫恤の文脈において、水害罹災者の救済は、水害と兵災が(あたかも双方ともに天災であるかのように)「水害兵災」、「兵燹水災」と並べられ、それらに罹って苦しんでいる人民をひとくりに撫恤するという論法で語られた。水害罹災者の救済を語るこのような論法は、明治最初年に見られた独特のものである。

- ※13 すなわち、「奥羽両国ヲ七国ニ分チ国郡石高ヲ定ム」(明治元戊辰年12月7日、第1038)、「佐竹右京大夫以下十一名ニ奥羽御領民政取締ヲ命ス」(明治元戊辰年12月7日、第1045)、「戸沢中務大輔以下四名ニ奥羽民政取締ヲ命ス」(明治元戊辰年12月23日、第1129)。

- ※14 「岩代国巡察使ヲ置ク」(明治2己巳年5月18日、第463)。

【註2】明治2年2月4日、政府は奥羽民政取締諸藩に対して「諸藩取締奥羽各県規則再達」(明治2己巳年2月4日、第109)を発出した。前述したように、明治元年12月23日に発された「諸藩取締奥羽各県当分規則」は、奥羽民政取締に任じられた取締諸藩に対して、取締地における施政の方針として交付されたものであった。この「諸藩取締奥羽各県規則再達」(以下「再達」と略記)はそれの再達である。しかし再達といっても、前回と同じものをもう一度出したとか、あるいは前回のものを取り消して全く新しいものを達したというのではなかった。これは、「諸藩取締奥羽各県当分規則」に内容上の補足、追加を行なうという性格の達であった。したがって、「再達」には前回のものにあつた水害罹災者の租税上の救済規定や人民の撫恤に関する規定が無いけれども、これらについては前回の規定が生きていると解すべきである。

さて、以上の前提的な指摘を踏まえて「再達」を見てみると、「再達」では、二つの点が注目される。すなわち、第一に、取締地の士民に対する仁恕をもった取り計らいが述べられていること(第1則)^{※15}であり、第二に、収税の基礎となる村高の正確な調査と報告(第2則)、新田や鉱山などの開発可能性の調査と報告(第3則)といった、地方統治の実務上の重要事項の調査と報告が指示されていることである。士民に対する仁恕をもった取り計らいが指示される一方で、取締地の租額の把握と産業の開発可能性の把握が目指されたということである。

- ※15 「奥羽諸藩之刑典出格至仁之御所置ハ士女衆人所ヲ失ヒ候儀深ク御憂慮被為在候御趣意ニ付其旨ヲ奉体シ土着之土移住等之儀可成丈仁恕ヲ以取計可申事」。

【註3】奥羽民政取締による「旧朝敵藩領地」の支配のその後について、以下、簡単にまとめておきたい。明治2年8月18日、「若松以下十県ヲ置ク」(明治2己巳年8月18日、第748)が発布さ

れて、岩代国に若松県、福島県、白石県、磐城国に白河県、陸前国に石巻県、登米県、陸中国に胆沢県、江刺県、九戸県、そして羽後国に酒田県が設置された^{*16}。そして同日、「久保田新発田二藩取締地ヲ酒田県ニ支配セシム」（明治2己巳年8月18日、第749）、「久保田新発田二藩取締地ヲ酒田県ニ引渡サシム」（明治2己巳年8月18日、第750）などあわせて26件の達（第749から第774）が発され、奥羽民政取締諸藩の取締地の若松県以下十県への引き渡し（若松県以下十県による諸藩取締地の受け取り）が命ぜられた。ここに8か月余りにわたった奥羽民政取締諸藩による取締地（「旧朝敵藩領地」）の支配が終わったのである。

※16 明治2年8月に設置された東北地方の新県、とくにその行政機構の整備と租税の収納状況については、松尾正人「維新政権の直轄県政—東北県政を中心として—」, 73-88頁, を参照せよ。

【註4】ここで、さらに、奥羽（越）統治のより大きな流れ——奥羽民政取締の任命から若松以下10県の設置までもそこに包含される——についても、整理しておくこととしたい。前もって述べておくならば、この奥羽（越）統治のより大きな流れにおいても、奥羽民政取締のところで指摘したのと同様の姿勢が政府側に見られた。すなわち、施政の基本方針としての「撫恤之道」の強調（窮民救助の強調）である。ただし、前にも述べたように、これに関しては「撫恤之道」（窮民救助）それ自体が目的とされたというよりも、「撫恤之道」（窮民救助）の強調による民心の獲得が根本的な目的であった（人心収攬の手段としての撫恤）。また、奥羽（越）統治のより大きな流れにおいては^{*17}、「諸藩取締奥羽各県当分規則」で見られたような水害罹災者への特別の言及はなく、水害罹災者の存在は窮民一般の中に流し込まれてしまっていることもあわせて指摘しておきたい。

さて、奥羽（越）統治について、まず、中央での管轄という点で見る。この点では、明治元年12月25日、駿河以東13州の府県の管轄が会計官から行政官に移された（「是迄駿州以東十三州府県之儀会計官ニ於テ取扱来候処以後行政官可為管轄旨被 仰出候」^{*18}）。次いで、明治2年正月晦日に「東京会計官ヲシテ若松民政ヲ提理セシム」（明治2己巳年正月晦日、第88）が発され、岩代国若松の民政が東京会計官に委ねられた^{*19}。

明治2年5月18日には、若松を含む岩代国への巡察使の派遣が達された^{*20}。この岩代国巡察使に任ぜられたのは、新潟裁判所総督兼北陸道鎮撫副総督や越後国柏崎県知事などを務めた経験を持つ、侍従の四条隆平^{*21}であった。その辞令には「民部官副知事之心得ヲ以岩代国巡察使被 仰付候事」と書かれ、また「岩代国巡察使へ委任状」の第1条に「民政ハ治国之大本至重ノ事トス御一新以来専ラ億兆其所ヲ得テ生業勉勵候様トノ御趣意ノ所陸前岩代等ノ地ニ至テハ去年兵革打続平定ノ今日ニ至リ 御仁恤之 御趣意未タ貫徹セス万民相危疑シテ物情騒然タリ実ニ大政ノ隆替ニ関涉シ不相濟事ニ付今般巡察使トシテ被遣候ニ付テハ地方官及ヒ出張諸有司ト戮力協心専ニ 御趣意ヲ奉体シ風土民俗ヲ熟察シ撫育ノ道懇切ニ其力ヲ尽シ能ク民心ヲ得上下ノ情ヲ貫徹セシムヘキ事」とあったことからわかるように、巡察使の派遣の第一の目的は、地方官との協力にもとづく「撫恤之道」（窮民救助）の実行とそれによる民心の獲得であった。そのほかに、巡察使には次のような任務と指示が与えられた^{*22}。①現在地方官の職にある者から有能な人物を精選することによって全体として地方官の員数を削減すること。②まずは旧慣に従うという方針で収税に当たること。③臨時的賑恤と、産業の振興にもとづく貧困の漸次的解消という、二段構えの方針で窮民を救助すること。④刑罰の執行に際しては、軽率を避け慎重を期すこと。⑤官員の規律を維持し、腐敗を防止すること。

岩代国巡察使設置から一か月後の明治2年6月14日、岩代国巡察使とほぼ同様の設置趣旨と任務^{*23}にて、坊城左少弁（坊城俊章）^{*24}が三陸巡察使に任ぜられた^{*25}。さらに四日後の6月18日に

は、三陸巡察使に、磐城国の巡察も併せて行うよう、達されている^{*26}。

※ 17 以下に述べる、奥羽(越)統治のより大きな流れを輪郭づけた諸法令においては、の意である。

※ 18 「会計官所轄駿河以東十三州府県ヲ行政官ニ属ス」(明治元戊辰年 12 月 25 日, 第 1050)。

※ 19 若松の民政に関しては、松尾正人が次のように述べている。「旧会津藩領では、当初は新莊(マ)藩等の民政取締と旧庄内藩転封の決定をみたが、その民政取締は形式的なものとなっている。同地方では、戊辰戦争の際に設置された民政局が、鎮将府や会計官の指揮のもとに諸藩の民政取締に代わって直接支配を行ったのである。それは、戦火による郷村の疲弊や『世直し一揆』の激発、および賈悪貨幣横行等に見られる民政混乱が極度であったことによる。」(松尾正人「維新政権の直轄県政—東北県政を中心として—」, 56 頁。)

※ 20 「岩代国巡察使ヲ置ク」(明治 2 己巳年 5 月 18 日, 第 463)。松尾正人によれば、巡察使は、「直轄県開設の前提として官吏の任免・年貢の調査・窮民の救恤・兵災の救助等の実施を職掌とし」、「東北統治の困難に対処せんとするものであった」(同上, 62 頁)。松尾は、巡察使を、「南部・庄内両藩の転封遷延や、諸藩民政取締の混乱に対処して設置されたもの」と捉えている(同上, 63 頁)。

※ 21 四条隆平。明治元年正月 10 日, 北陸道鎮撫副総督。2 月 7 日, 参与。4 月 19 日, 新潟裁判所総督兼北陸道鎮撫副総督。7 月 27 日, これまでの職務を免ぜられ, 新たに越後国柏崎県知事に任ぜられる(9 月 8 日まで)。9 月 8 日, 越後府知事(10 月 28 日まで)。9 月 14 日, 侍従。明治 2 年 5 月 18 日, 岩代国巡察使(8 月 25 日まで。同日岩代国巡察使廃使)。9 月 3 日, 若松県知事。(以上, 日本史籍協会(編)『百官履歴 二』, 315-316 頁。)

※ 22 「岩代国巡察使へ委任状」, 「岩代国巡察使ヲ置ク」(明治 2 己巳年 5 月 18 日, 第 463)に付載。

※ 23 「ほほ」と書いたのは、三陸巡察使の場合、その委任状の中に、「岩代国巡察使へ委任状」には無かった「万民危疑物情騒然加之各藩ニ於テモ頗ル紛紜一定セサル所モ有之由」, 「地方官及ヒ出張諸有司ト戮力協心専ラ御趣意ヲ奉テシ風土民俗ヲ熟察シ撫育之道厚ク其力ヲ尽シ能ク民心ヲ収メ上下ノ情ヲ貫徹セシメ且時宜ニ依リ其城邑ニ臨ミ其情状ヲ検査シ懇切ニ教導人心ヲ一定セシムヘキ事」という表現があって、巡察使による各藩の統治の検査、その教導の面が特記されているからである(下線部が三陸巡察使の場合に加えられた記述)。

※ 24 坊城俊章。明治元年 2 月 20 日, 参与。同日, 弁事加勢。3 月 1 日, 弁事。4 月 5 日, 外国事務局権輔。8 月, 摂泉防禦総督。9 月 14 日, 左少弁。明治 2 年 6 月 14 日, 三陸巡察使。6 月 18 日, 磐城国巡察兼務。8 月, 三陸巡察使を免ぜられ, 三陸磐城両羽按察使となる(8 月 5 日, 三陸磐城両羽按察次官)。明治 3 年 9 月 24 日, 山形県知事。(日本史籍協会(編)『百官履歴 一』, 182-184 頁。)

※ 25 「三陸巡察使ヲ置ク」(明治 2 己巳年 6 月 14 日, 第 536)。

※ 26 「三陸巡察使ヲシテ磐城国ヲ巡察セシム」(明治 2 己巳年 6 月 18 日, 第 546)。巡察使の任免、派遣の実際に関しては、松尾正人「維新政権の直轄県政—東北県政を中心として—」, 63 頁掲載の表を参照せよ。

2. 明治 2 年 7 月 8 日に行われた官制改革により、地方行政監察機関として按察使が設けられ(「掌按察府藩県政績」)^{*27}, 8 月 5 日には岩代国白石に三陸両羽磐城按察府が置かれた^{*28}。これによって三陸巡察使は消滅した。さらに 8 月 25 日には岩代国巡察使が廃止され^{*29} ^{*30}, 9 月 2 日には按察使の地方行政監察の職務が明定された(「今般按察使トシテ被遣候付而ハ藩県ノ政績ヲ熟察シ地方官ト戮力協心専ラ御趣意ヲ奉テシ政教化其道ヲ尽シ上下之情ヲ貫通セシム可ク候事」)^{*31}。明治 2 年 8 月 18 日の東北地方における若松県以下十県の設置と相前後して、三陸と岩代国の二つの巡察使が廃止され、替わって同じく地方行政監察機能を担うものとして、新たに三陸両羽磐城按察府が置かれたのである。

明治 2 年 11 月 24 日, 「按察使藩県按察ノ措置ヲ定ム」(明治 2 己巳年 11 月 24 日, 第 1080) が発された。これにより、按察使の任務が、「藩県ノ情状ヲ審案シ民政ノ得失ヲ督察シ且時宜ニヨリ官吏ノ非違ヲ糾シ具状可及奏聞事」, 「非常警戒ノ事アラハ管内藩兵ヲ以テ臨機ノ処置シ迅速兵部省ヘ可報知事」と、具体的に示された。上を見てわかるように、「民部官副知事之心得ヲ以」 「撫育ノ道懇切ニ其力ヲ尽シ能ク民心ヲ得上下ノ情ヲ貫徹セシムヘキ事」と規定された巡察使とは異なり、

同じく地方行政監察機能をもつ職とはいえ、按察使では、「撫育ノ道」はやや後景に退いて、その分行政監察機能と非常時に対する警戒機能が前面に出た^{※32}。明治3年2月20日、按察使の管轄は若松県にまで広がったが（「若松県自今七州諸県同様管轄ニ被 仰付候事」）^{※33}、同年9月28日をもって按察使は廃止された^{※34}。尚、按察使は、明治2年12月5日から同3年6月20日まで、越後にも置かれた^{※35}。

※27 「職員令並官位相当表」（明治2己巳年7月8日，第622）。

※28 「按察府ヲ岩代国白石ニ置ク」（明治2己巳年8月5日，第710）。按察使が新政府の東北統治において果たした役割、さらに按察府官員の構成などについては、松尾正人「維新政権の直轄県政—東北県政を中心として—」，63-72頁を参照せよ。

※29 「岩代国巡察使ヲ廃ス」（明治2己巳年8月25日，第809）。

※30 明治2年8月25日若松県治に係る岩代国巡察使が廃止された。若松県は白石に置かれた三陸両羽磐城按察府（8月5日設置）の管轄外にあったため、岩代国巡察使廃止によりしばらくの間（明治3年2月20日まで）中央の行政監察機関による監察からはずれることになった（参照，内閣記録局（編）『明治職官沿革表 職官部』，34-35頁，「按察使ヲシテ若松県ヲ管轄セシム」，明治3庚午年2月20日，第114。尚，『明治職官沿革表 職官部』記載の巡察使や按察使の設置の日付けは、『法令全書』記載の，これら機関の設置を令した諸法令の日付けと，一部異なるところがある。本資料では，日付けはすべて『法令全書』に拠った）。

※31 「按察使ヲシテ藩県ノ政績ヲ熟察セシム」（明治2己巳年9月2日，第839）。

※32 按察使（按察府）は，明治3年3月に設置された民部省石巻出張所とともに，「東北地方における統一・集権的な支配の強化を指向した」民部・大蔵省の急進的な政策実施の拠点とされた（松尾正人「維新政権の直轄県政—東北県政を中心として—」，103-106頁）。

※33 「按察使ヲシテ若松県ヲ管轄セシム」（明治3庚午年2月20日，第114）。

※34 「按察使ヲ廃ス」（明治3庚午年9月28日，第634）。按察使廃止の政治的背景については，松尾正人「維新政権の直轄県政—東北県政を中心として—」，103-109頁，を参照せよ。松尾によれば，按察使廃止の背景には，「民部・大蔵省が推進した按察府や〔民部省〕石巻出張所による集権的支配の強化策」に対する地方官（たとえば酒田県知事大原重実など）の反発があった。

※35 「越後按察使ヲシテ地方官ト戮力布政施設ノ道ヲ尽サシム」（明治2己巳年12月5日，第1119），「越後按察使ヲ廃ス」（明治3庚午年6月20日，第415）。